

第3次枚方市 男女共同参画計画

改訂版

令和3（2021）年3月

 枚方市

はじめに

我が国では、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少が進展し、時代は大きな転換期を迎えています。こうした状況の中で、変化に対応しながら、多様性と活力に富み、将来に希望を抱くことができる社会を築くためには、性別にかかわらず全ての個人が、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

本市では、平成13年（2001年）3月に、枚方市男女共同参画計画を策定し、平成22年（2010年）4月には、男女共同参画の推進に関する基本理念や市、教育に関わる者、事業者及び市民団体、市民の責務を定めた枚方市男女共同参画推進条例を施行しました。また、平成23年（2011年）3月には、同条例の考え方を具体化し、5年間を計画期間とした、第2次枚方市男女共同参画計画を策定、平成28（2016）年3月には、第2次計画からの課題の継承とともに新たな課題を盛り込み、10年間を計画期間とした第3次枚方市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてきました。

この間、行政だけでなく、社会の様々な取り組みに男女共同参画の観点が入り込められるようになり、市民意識の醸成が図られてきました。一方で、社会には依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策及び方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいないことや、男性の育児休業取得率が低迷していること、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人からの暴力）や児童虐待が深刻化していることなど、多くの課題が残されています。

こうした中、本市ではこのたび、第3次枚方市男女共同参画計画の中間見直しを行い、令和元年（2019年）度を実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果や現行計画の成果と課題を踏まえ、令和7年（2025年）度を目標年度とする第3次枚方市男女共同参画計画改訂版を策定しました。改訂版では、性の多様性への理解促進が男女共同参画社会の実現につながることに位置付けたほか、DVと児童虐待の対応に関する連携強化、ひとり親家庭への支援強化などを明記しました。本計画の実現に向け、着実に取り組むことで、平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の一つである「ジェンダー平等の実現」を推進してまいります。

本計画の推進には、市民、事業者及び関係機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆様には、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱意をもって広範な分野にわたり真摯に審議を重ねていただきました枚方市男女共同参画推進審議会委員の皆様、アンケート調査及び意見聴取などを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、そして策定にご協力いただきました関係機関の皆さんに心よりお礼申し上げます。

令和3年（2021年）3月

枚方市長

伏見 隆



第3次枚方市男女共同参画計画改訂版

目次

第1章 計画の基本的な考え方	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の構成	4
5. 計画の進行管理	4
6. 計画の基本理念	4
7. 計画の基本目標	5
第2章 計画策定の背景	8
1. 国際社会、国、大阪府の動向	8
(1) 国際社会の動向	8
(2) 国の動向	10
(3) 大阪府の動向	11
2. 第3次枚方市男女共同参画計画(前期)における取り組みの成果と課題	12
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	12
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	14
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	18
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	20
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	22

第3章 計画の体系と内容 26

1. 計画の体系26

2. 計画の内容27

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革.....27

基本方向(1)男女共同参画への理解促進.....27

基本方向(2)子どもの頃からの男女共同参画の推進.....28

基本方向(3)男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上.....29

基本方向(4)性の多様性への理解促進.....29

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶.....30

基本方向(1)男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり.....30

基本方向(2)暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進.....31

基本方向(3)被害者支援体制の充実.....32

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり.....34

基本方向(1)子育てと介護への支援.....34

基本方向(2)就業、起業、再就業への支援.....34

基本方向(3)雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保.....35

基本方向(4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進.....35

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり.....37

基本方向(1)生涯を通じたすべての人の健康保持と増進への支援.....37

基本方向(2)ひとり親家庭をはじめ、多様な家族に関する啓発、支援の取り組み.....38

基本方向(3)高齢者、障害者、外国人市民等への支援.....38

基本方向(4)男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進.....39

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備.....41

基本方向(1)政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進.....41

基本方向(2)男女共同参画の視点に立った施策展開.....41

基本方向(3)関係機関や市民団体等との連携強化	42
基本方向(4)意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実	42
3. 第3次枚方市男女共同参画計画指標	43
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	43
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	45
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	48
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	49
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	50

参考資料..... 54

諮問書	54
答申書	55
枚方市男女共同参画推進審議会委員	56
第3次枚方市男女共同参画計画改訂版策定の経過	58
男女共同参画に関する市民アンケート調査結果(概要)	59
(1)一般調査	59
(2)学生調査	63
枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則	71
関係法令	76
男女共同参画関連年表	99

第 1 章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11（1999）年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

本市においては、平成13（2001）年に、「枚方市男女共同参画計画」を策定し、平成22（2010）年度を目標年度として基本的な考え方や方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成22（2010）年4月には、「枚方市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念並びに市、教育に関わる者、事業者、市民団体及び市民の責務や、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、平成23（2011）年3月に、条例に基づく「第2次枚方市男女共同参画計画」を策定し、総合的、計画的に施策の展開を図っています。

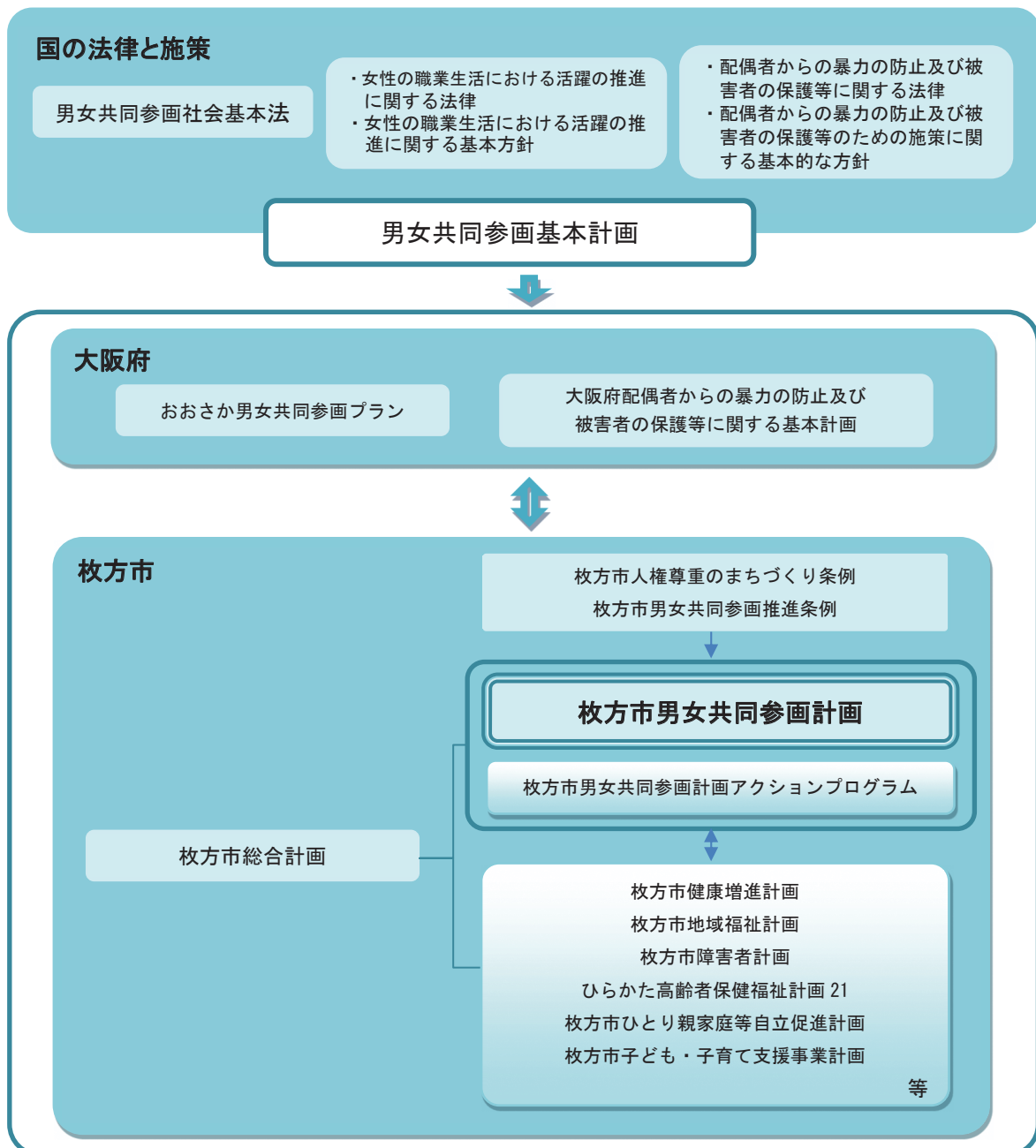
しかし、高度経済成長期に社会通念として根付いた固定的な性別役割分担意識^{※1}が、いまだに根強く残っていることや、政策及び方針決定過程における女性の参画が低調であること、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：以下「DV」という。）の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。働く場面においては、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない原因となっています。また、生活の場面においては、男性の家事、育児、介護への参画や、地域活動への貢献などが十分とはいえない状況で、特に男性の育児休業取得率は著しく低いものとなっています。

こうした状況やこれまでの取り組みの成果と課題、平成26（2014）年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「市民アンケート調査」という。）の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、平成27（2015）年度に「第3次枚方市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。令和2（2020）年度が本計画の中間年にあたることから、計画前期の取り組みを検証するとともに男女共同参画や女性活躍に関する国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため計画内容の見直しを行い、計画最終年度にあたる令和7（2025）年度までの取り組みを定めました。

※1 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などは固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例である。

2. 計画の位置付け

- (1) 「枚方市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次枚方市男女共同参画計画」を発展させる計画です。
- (2) 市の総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- (3) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村男女共同参画計画です。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画（本計画の基本目標2）を含む計画です。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、市町村推進計画（本計画の基本目標3）を含む計画です。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間とし、長期的な視野に立ち、継続的に施策を推進します。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、令和2（2020）年度に中間見直しを行いました。

4. 計画の構成

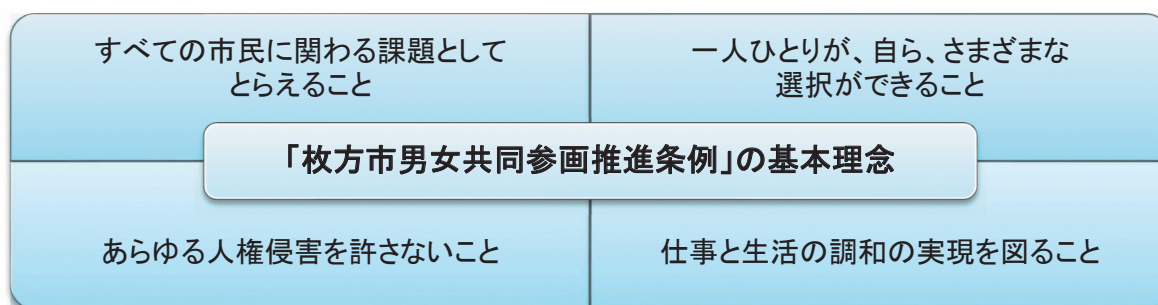
男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標と19の基本方向及び取り組み概要を定めます。なお、本計画の具体的な取り組みについては、別途、実施計画としてアクションプログラムを策定します。

5. 計画の進管理

本計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めた「枚方市男女共同参画計画アクションプログラム」（前期：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度／後期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）に基づき、施策を展開します。施策の取り組み状況については、市長の附属機関である枚方市男女共同参画推進審議会で確認を行うとともに、枚方市男女共同参画推進本部において進管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

6. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現を目指すための指針として、平成22（2010）年4月に本市が制定した、「枚方市男女共同参画推進条例」では、次の4つの基本理念を定めています。本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。



7. 計画の基本目標

「枚方市男女共同参画推進条例」の基本理念は、本市が男女共同参画を推進するにあたっての、基本的な考え方となります。本計画においても、この4つの基本理念に基づき、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、5つの基本目標を定め、施策を推進します。

- 基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革
- 基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶
- 基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり
- 基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

第 2 章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1. 国際社会、国、大阪府の動向

(1) 国際社会の動向

国連が提唱した「国際婦人年」である昭和50（1975）年に、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、「世界行動計画」が採択されました。昭和54（1979）年には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。この条約では、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を締約国が講じることとともに、慣習や慣行など個人の意識改革も求められています。

平成7（1995）年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言及び行動綱領^{※2}が採択されました。平成12（2000）年には、ニューヨークにおいて女性2000年会議（国連特別総会）が開催され、行動綱領の進捗状況を検討、評価するとともに課題を明らかにし、一層の行動を求める政治宣言及び成果文書が採択されました。北京宣言の採択から25年後となる令和2（2020）年に開催された「第64回国連女性の地位委員会」（北京+25）では、いかなる国もジェンダー^{※3}平等や女性と少女のエンパワーメントを達成できておらず、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的障害や、差別的慣習、とりわけHIV/AIDSを罹患した女性や、先住民族女性、障害のある女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が増大していることに対する危惧が示され、さらなる取り組みの重要性が確認されました。

また、平成27（2015）年には国連で「持続可能な開発目標」（以下、「SDGs^{※4}」という。）が採択され、各国が「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて歩みを進めています。SDGsの17の目標の5つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図ることが求められています。

これらの世界的な動きの中で、日本の現状を見ると、世界経済フォーラムが令和元（2019）年に公表したジェンダー・ギャップ指数^{※5}において、日本は世界153か国中121位となっています。

※2 平成7（1995）年に中国・北京で開催された第4回世界女性会議において採択された、国際的な男女共同参画の取組の規範。5年ごとに過去5年の進捗と課題を世界全体で振り返る取組が行われている。

※3 社会的、文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender）という。ジェンダーは、それ自体によい、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※4 平成27（2015）年にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられている、2030年までに達成を目指す目標のこと。貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など17の目標と169のターゲットにより構成されている。

※5 The Global Gender Gap Report 2015（WORLD ECONOMIC FORUM）：具体的には次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の同等性・所得の推計値・管理職に占める比率・専門職に占める比率【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

ジェンダー・ギャップ指数は「経済」「教育」「政治」「保健」の4分野における指標から構成された各国の男女格差を測定する指数で、格差が少ないほど順位は上位となります。日本は経済分野（115位）と政治分野（144位）の順位が低く、最新の指数では過去最も順位が低い結果となりました。

■ジェンダー・ギャップ指数（The Global Gender Gap Index）2020

順位	国名	総合スコア	経済活動の 参加と機会	教育	健康と生存	政治への 関与
1	アイスランド	0.877	0.839	0.999	0.968	0.701
2	ノルウェー	0.842	0.798	1.000	0.972	0.598
3	フィンランド	0.832	0.788	1.000	0.977	0.563
4	スウェーデン	0.820	0.790	0.996	0.969	0.525
5	ニカラグア	0.804	0.671	1.000	0.980	0.565
6	ニュージーランド	0.799	0.753	1.000	0.970	0.474
7	アイルランド	0.798	0.732	0.998	0.970	0.493
8	スペイン	0.795	0.681	0.998	0.972	0.527
9	ルワンダ	0.791	0.672	0.957	0.973	0.563
10	ドイツ	0.787	0.723	0.972	0.973	0.477
15	フランス	0.781	0.691	1.000	0.974	0.459
19	カナダ	0.772	0.751	1.000	0.971	0.365
21	イギリス	0.767	0.704	0.999	0.970	0.396
53	アメリカ	0.724	0.756	1.000	0.976	0.164
76	イタリア	0.707	0.595	0.997	0.969	0.267
81	ロシア	0.706	0.749	1.000	0.980	0.095
106	中国	0.676	0.651	0.973	0.926	0.154
108	韓国	0.672	0.555	0.973	0.980	0.179
118	アンゴラ	0.660	0.640	0.759	0.980	0.262
119	ベナン	0.658	0.847	0.733	0.972	0.079
120	アラブ首長国連邦	0.655	0.472	0.987	0.972	0.191
121	日本	0.652	0.598	0.983	0.979	0.049
122	クウェート	0.650	0.589	0.997	0.961	0.053
123	モルディブ	0.646	0.518	1.000	0.953	0.111
124	チュニジア	0.644	0.434	0.970	0.971	0.201
153	イエメン	0.494	0.273	0.717	0.966	0.018

- スコアについては1が完全平等、0が完全不平等を意味する。
- 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」を基に作成。

(2) 国の動向

昭和 50（1975）年に総理府に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52（1977）年に女性行政関連施策の 10 年間の方向性を明らかにした国内行動計画が策定されました。

昭和 59（1984）年には「国籍法」、「戸籍法」が改正され、昭和 60（1985）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など国内法の整備を進め、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。平成 12（2000）年には、この法律に基づき 10 年間の長期的な方向性を示した「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、「男女共同参画基本計画」は第 2 次（平成 17（2005）年策定）、第 3 次（平成 22（2010）年策定）、第 4 次（平成 27（2015）年）と改定が進み、令和 2（2020）年には第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。第 5 次計画では「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「SDGs の達成に向け、男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会」の実現が目指されています。

「第 3 次枚方市男女共同参画計画」（平成 28（2016）年）の策定以降のわが国の動向をみると、労働分野では、平成 30（2018）年に多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するとして、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差の禁止を図る関連法が順次施行されています。また、令和元（2019）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立により、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント防止対策の強化などが行われました。

政治分野では、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされました。

さらに、性犯罪や暴力に関する分野では、平成 29（2017）年に性犯罪に関する刑法の大幅な改正により強姦罪が強制性交罪へ改められ、監護者性交罪等が新設されるなど犯罪の定義が拡大されるとともに厳罰化が図られました。また、令和元（2019）年にはDV防止法改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向け、児童相談所を関係機関として明文化、保護の適用対象としてDV被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

一方、国際協力分野では、平成 28（2016）年に「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。この戦略では、開発協力に際し途上国の女性の活躍推進の取り組みに貢献し、SDGs の目標「ジェンダー平等」の実現をもめざして、女性と女兒の権利の尊重や女子教育、女性の指導的役割への参画推進などを重点分野としてあげており、女性と女兒のエンパワメントの達成を目指しています。

（３）大阪府の動向

大阪府においては、昭和 56（1981）年の「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定以降、女性の地位向上をめざして継続的に行動計画が策定されてきました。平成 13（2001）年には「おおさか男女共同参画プラン」が策定され、その翌年には「大阪府男女共同参画推進条例」（平成 14（2002）年）の制定により、男女共同参画社会の実現をめざす指針が示されました。平成 28（2016）年に策定された「おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）」では「女性活躍推進法」などによる女性の活躍推進を進める国の政策動向や今日的な課題を踏まえ、あらゆる分野における女性の活躍、健やかに安心して暮らせる社会づくり、すべての世代における男女共同参画意識の醸成が計画の基本方針となっています。令和 2（2020）年度には「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定され、計画の基本理念として「男女の人権の尊重」、「固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮」、「政策・方針の立案・決定への男女の共同参画」、「家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立」、「国際社会における取組への考慮」が掲げられています。

また、DV対策として平成 17（2005）年に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、その後 3 回の改定を経て関係行政機関・民間団体との連携や相談機能などの支援体制の強化が進められています。

さらに、LGBT 等性的マイノリティ^{※6}に対する施策として、令和元（2019）年には府民一人ひとりが性の多様性に関する理解を深め、性的マイノリティの人々に対する差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。また、令和 2（2020）年には、「パートナーシップ宣誓証明制度」が開始され、性的マイノリティ当事者のカップルが社会において自分らしく生きることを支援する取り組みが進められています。

※6 性のあり方の少数者（マイノリティ）。同性愛、両性愛、性別違和などの人を含む総称。lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者、gay（ゲイ）：男性の同性愛者、bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者、transgender（トランスジェンダー）：体の性と心の性の不一致の人、これらの頭文字を取って LGBT とも称される。

2. 第3次枚方市男女共同参画計画（前期）における取り組みの成果と課題

本市では、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とした、「第3次枚方市男女共同参画計画」において、「枚方市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、5つの基本目標と18の基本方向を設定し、取り組みを進めています。本計画の中間見直しを行うにあたり、基本目標ごとに、計画期間前期の取り組みの成果をまとめるとともに、進捗状況を把握するための指標の推移をもとにして、今後の課題を整理しました。

「枚方市男女共同参画推進条例」の基本理念

- （1）すべての市民に関わる課題としてとらえること
- （2）一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること
- （3）あらゆる人権侵害を許さないこと
- （4）仕事と生活の調和の実現を図ること

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

【取り組みの成果】

主な取り組みとして、男女共同参画推進の拠点施設である男女共生フロア・ウィルにおいて、市民を対象とする啓発講座、講演会、映画上映会を開催するとともに、NPO、市民団体、事業者との連携を図りながら、男女共同参画の意義を広く周知するための啓発を進めてきました。また、男女共生フロアや各事業関連のリーフレット、男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」を発行し、市内公共施設等で配布を行いました。

子どもの頃からの男女共同参画の推進に向けては、市内の保育所（園）や学校園において、子どもが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に学び、行動する姿勢を育むよう継続して取り組みを行いました。また、保育士や教職員に対する様々な人権研修などを通して、男女共同参画の考え方の周知に努め、子どもに接する機会の多い大人の意識醸成を図りました。

また、性の多様性に対する理解を促進する事業については、枚方市が積極的に性的マイノリティ支援に取り組む姿勢を示すため、平成31（2019）年3月に「ひらかた・にじいろ宣言」を行いました。平成31（2019）年4月には、これまで実施していた市民向け講座や職員向け研修に加えて、LGBT等の性的マイノリティ当事者を対象とした「パートナーシップ宣誓制度」と「LGBT 専門電話相談」を開始、7月には「コミュニティスペース」を新たに開設しました。

【指標の推移】

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革					
指標		データ	令和2年度 (2020) 目標※	平成26年度 (2014)	令和元年度 (2019)
1	社会全体で男女が平等であると思う人の割合	市民アンケート	増加	女性 8.7% 男性 21.7%	女性 9.6% 男性 23.4%
2①	「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人の割合	市民アンケート	増加	女性 56.0% 男性 45.6%	女性 66.4% 男性 57.2%
2②	「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで子どもの世話をした方がよい」という考えに同感しない人の割合	市民アンケート	増加	女性 23.9% 男性 18.9%	女性 38.2% 男性 28.8%
2③	料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	市民アンケート(学生)	増加	小・女子 59.6%	小・女子 73.1%
				小・男子 50.8%	小・男子 57.5%
				中・女子 63.9%	中・女子 80.2%
				中・男子 54.3%	中・男子 56.6%
				高・女子 78.9%	高・女子 81.9%
				高・男子 57.5%	高・男子 68.3%
				大・女性 86.2%	大・女性 92.1%
				大・男性 64.8%	大・男性 81.9%
2④	子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのが良い」と考える人の割合	市民アンケート(学生)	増加	小・女子 63.2%	小・女子 73.6%
				小・男子 56.1%	小・男子 60.8%
				中・女子 72.2%	中・女子 78.4%
				中・男子 61.5%	中・男子 62.8%
				高・女子 83.1%	高・女子 85.8%
				高・男子 66.5%	高・男子 73.2%
				大・女性 87.2%	大・女性 90.9%
				大・男性 73.6%	大・男性 81.9%
2⑤	お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのが良い」と考える人の割合	市民アンケート(学生)	増加	小・女子 47.1%	小・女子 63.5%
				小・男子 35.2%	小・男子 43.8%
				中・女子 54.6%	中・女子 66.1%
				中・男子 32.7%	中・男子 45.1%
				高・女子 66.5%	高・女子 74.4%
				高・男子 37.2%	高・男子 51.3%
				大・女性 73.4%	大・女性 78.3%
				大・男性 40.8%	大・男性 62.7%

指標		データ	令和2年度 (2020) 目標※	平成26年度 (2014)	令和元年度 (2019)
3	「男女共同参画社会」という言葉を「見たたり聞いたたりしたことがある」人の割合	市民アンケート	増加	女性 54.3% 男性 69.3%	女性 61.5% 男性 69.1%
4	「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たたり聞いたたりしたことがある」人の割合	市民アンケート	増加	女性 42.3% 男性 50.7%	女性 49.7% 男性 50.0%

※令和2（2020）年度目標は第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム（前期：平成28年度から令和2年度）で定めたもの

【今後の課題】

男女の不平等感が残る背景には、「女性だから、男性だから」と性別に基づいて役割を固定化したり、行動や選択を制限したりする、固定的な性別役割分担意識が影響していると考えられます。「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）人の割合（指標2①）は、令和元（2019）年度の調査では、女性66.4%、男性57.2%といずれも平成26（2014）年度調査と比べて10%程度増加しています。一方、「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで子どもの世話をした方がよい」という考えに同感しない（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）人の割合（指標2②）は令和元（2019）年度調査で、女性38.2%、男性28.8%であり、平成26（2014）年度調査と比べると、増加してはいますが、いまだに根強い性別役割分担意識があり、特に子育てに対する意識改革がより一層求められています。

また、学生を対象としたアンケート調査では、「家事・育児・仕事を男女が協力して行なうのがよい」（指標2③④⑤）という考えに同感する男子は学年を通じて女子より割合・増加率ともに低く、学年が低いほどその傾向が高いと言えます。若年層、主に小・中学生は家庭環境から強く影響を受けながらも柔軟な思考ができる年代でもあり、子どもへの啓発と合わせて、家庭や学校など、子どもの周囲の大人の意識醸成が必要だと言えます。

性の多様性への理解促進については、平成31（2019）年度より市の重点施策として、性的マイノリティ支援事業を実施しています。市民アンケート調査では性的マイノリティに対する認知度は20～50歳代では7割以上の方が「意味を知っている」のに対し、60歳代以上は5割程度であり、世代格差が大きくなっています。社会全体の認識の深まりが当事者の生きづらさの解消につながると考えられるため、市民や事業所、教育・医療機関などに対して、更なる周知・啓発を進める必要があります。

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

【取り組みの成果】

男女共同参画社会の推進を阻害する大きな課題であるDV、性犯罪、セクシュアルハラスメント、児童虐待などの暴力に対しては、性犯罪に関する刑法や児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法

等の改正に伴い、若年層を含めた被害者が支援につながりやすい体制が整えられつつあります。本市では、平成25（2013）年4月に開設した、DV被害者支援の専門相談窓口である枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心に、引き続きDV被害者支援に努めるとともに、DV等により虐待を受けた子どもたちが安心して相談できるための窓口（子どもの育ち見守りセンター：となと）を設置して、支援を行いました。また、市内等の各窓口において、被害者が安心して相談できる体制づくりのために、関係機関連絡会議を設置し、研修を実施するなど、支援者の育成に努めました。暴力の予防に向けた取り組みとして、互いを大切に暴力によらない人間関係づくりを進めるため、市内の保育所（園）・学校園において、児童・生徒向け、教職員・保育士向けや保護者、市民向けにさまざまな人権教育や研修、講座を行うとともに、デートDV※7相談案内カードなどを公共施設等に配布し、啓発を行いました。

【指標の推移】

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶					
指標		データ	令和2年度 (2020) 目標※	平成26年度 (2014)	令和元年度 (2019)
5①	「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	市民アンケート	減少	女性 16.1% 男性 22.3%	女性 19.5% 男性 11.6%
5②	「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	市民アンケート	減少	女性 10.8% 男性 19.2%	女性 11.6% 男性 20.0%
6①	夫婦間における「殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力に当たると思う」人の割合	市民アンケート	増加	女性 92.0% 男性 88.7%	女性 96.5% 男性 93.8%
6②	夫婦間における「大声でどなったり、殴るふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力に当たると思う」人の割合	市民アンケート	増加	女性 68.9% 男性 53.8%	女性 74.8% 男性 65.9%
7①	「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「変だと思う」人の割合	市民アンケート（学生）	増加	中・女子 95.4% 中・男子 94.2%	中・女子 98.7% 中・男子 92.9%
				高・女子 96.4% 高・男子 91.4%	高・女子 96.9% 高・男子 94.6%

※7 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含まれる。

指標		データ	令和2年度 (2020) 目標※	平成26年度 (2014)	令和元年度 (2019)
7②	「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	市民アンケート(学生)	増加	中・女子 89.7% 中・男子 83.2% 高・女子 92.9%高・男子 87.2%	中・女子 95.2% 中・男子 89.4% 高・女子 91.7%高・男子 89.7%
8	「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	市民アンケート(学生)	増加	中・女子 32.0% 中・男子 19.8% 高・女子 89.0% 高・男子 77.1% 大・女性 75.5%大・男性 64.8%	中・女子 59.1% 中・男子 44.2% 高・女子 89.0% 高・男子 85.8% 大・女性 70.8% 大・男性 57.2%
9	過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	市民アンケート	減少	- 身体的暴力 女性 12.0% 男性 9.0% - 精神的暴力 女性 17.1% 男性 12.7% - 性的暴力 女性 9.7% 男性 3.9% —	- 身体的暴力 女性 9.6% 男性 11.7% - 精神的暴力 女性 19.2% 男性 17.5% - 性的暴力 女性 11.5% 男性 2.9% - 経済的暴力 女性 9.8% 男性 5.1%
10	交際相手から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	市民アンケート(学生)	減少	- 身体的暴力 高・女子 3.3% 高・男子 7.6% 大・女性 15.4% 大・男性 13.4% - 精神的暴力 高・女子 8.2% 高・男子 8.2% 大・女性 23.1% 大・男性 16.5% - 性的暴力 高・女子 7.5% 高・男子 3.0% 大・女性 12.8% 大・男性 13.4%	- 身体的暴力 高・女子 0.0% 高・男子 3.3% 大・女性 5.6% 大・男性 5.3% - 精神的暴力 高・女子 4.5% 高・男子 6.7% 大・女性 11.3% 大・男性 9.5% - 性的暴力 高・女子 6.4% 高・男子 2.5% 大・女性 11.8% 大・男性 4.3%

指標		データ	令和2年度 (2020) 目標※	平成26年度 (2014)	令和元年度 (2019)
11	DV被害を受けたときの相談窓口を一つも知らない人の割合	市民アンケート	減少	女性 5.7% 男性 5.4%	女性 4.4% 男性 2.5%
12	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート	増加	女性 34.2% 男性 20.0%	女性 28.9% 男性 17.5%
13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	市民アンケート	増加	女性 87.7% 男性 88.2%	女性 89.6% 男性 89.7%

※令和2（2020）年度目標は第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム（前期：平成28年度から令和2年度）で定めたもの

【今後の課題】

DVに対する認識（指標5①②）は「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合が男性は前回調査から約半数に減少したものの、女性は増加し、「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合は男女ともに増加するなど、依然として、暴力に対する誤った考えを持っている人がいることから、DVに対する認識向上のための啓発を進める必要があります。

学生アンケートでは、「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合（指標8）が高校生・大学生がほぼ横ばいまたは減少しているのに対し、中学生が大幅に増加しており、平成26（2014）年度から市内の小学4年生を対象に実施している「DV予防教育プログラム」による、小学生からの啓発が効果的に作用したとも考えられ、引き続き予防教育の拡充に努める必要があります。

過去1年間にDV被害を経験した人の割合（指標9）は身体的暴力を受けたことがある男性、精神的暴力・性的暴力を受けたことがある女性がいずれも増加しており、引き続き、配偶者暴力相談支援センターを中心とした支援体制の強化が必要です。

枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合（指標12）が平成26（2014）年度調査で、女性34.2%、男性20.0%でしたが、令和元（2019）年度には女性28.9%、男性17.5%と減少しており、市民に身近な相談窓口として、更なる周知が必要です。

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

【取り組みの成果】

男女がともに子育てに参加し、仕事との両立を図れるよう、留守家庭児童会室、保育所等の待機児童の解消を図るとともに、低年齢児保育、延長保育、留守家庭児童会室、休日保育、また病児・病後児保育などの事業を継続的に実施しました。男性の育児参加についてはマタニティスクール等を通じ支援を行いました。

また、介護保険をはじめとする高齢者保健福祉施策に関する情報について、高齢者サービスの手引きやパンフレットの配布、市ホームページにより広く情報提供を行いました。

就業や起業等への支援について、性別を問わず、幅広い職種に就業できるよう、引き続き創業支援事業、能力開発講座などを実施しました。また、ひとり親家庭の親が自らの能力を生かして自立可能な収入の確保ができるよう、ひとり親家庭自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進費給付事業などの就業支援に取り組みました。

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保のため、リーフレットの配布等を通して事業所および市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、ハラスメントの防止に向けて、全職員を対象としたアンケート調査による現状把握と、相談窓口を含めた周知、意識啓発を行いました。ワーク・ライフ・バランスに関する啓発については、内閣府が毎年発行しているパンフレット「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」やリーフレットの配布等を通して、事業所及び市民への周知・啓発を行うとともに、庁内においては、「ノー残業デー」の設定や、職員の育児と仕事の両立を推進するために研修を行い、男性の育児休業取得促進を図りました。

【指標の推移】

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

指標	出典	令和2年度 (2020) 目標※	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
14 安心して子育てできる環境が整っているか ■枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	施策指標 (市民意識調査)	42.9%※ (令和元 (2019) 年度)	37.9%	—	—	—	44.5%
15 保育所等利用待機児童数 ■国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4月1日現在)	施策指標	0人	36人	0人	9人	30人	0人
16 留守家庭児童会室待機児童数 ■留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	施策指標	0人	0人	1人	0人	0人	3人

指標		出典	令和2年度 (2020) 目標※	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
17	介護保険施設等の施設数 ■特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	施策指標	89 施設	81 施設	81 施設	83 施設	85 施設	86 施設
18	育児休業を取得した男性職員数 ■市役所における育児休業を取得した男性職員数（累計）	施策指標	17 人	13 人	17 人	22 人	29 人	33 人
19	ワーク・ライフ・バランスの認知度 ■「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見た・聞いた・聞いたことがある」人の割合	市民アンケート（一般）	増加	女性 40.4% 男性 45.1% (平成26 (2014) 年度)	—	—	—	女性 55.1% 男性 63.4%

※令和2（2020）年度目標は第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム（前期：平成28年度から令和2年度）で定めたもの

※指標番号14については、枚方市総合計画の施策指標を採用したため、それに合わせて令和元（2019）年度の目標値を記載

【今後の課題】

市民意識調査では、「枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合」（指標14）が平成27（2015）年度より上昇し、令和元（2019）年度には目標値を上回る結果となりました。また、保育所等の利用待機児童数（指標15）は平成31（2019）年4月1日時点で、平成28（2016）年以来のゼロとなりました。近年、待機児童対策で定員拡大を図っていますが、保育需要の増加に伴い、入所児童数も増加しており、平成31（2019）年4月1日現在、定員7,346人に対して、定員の弾力化により7,776人が入所しています。男女がともに働きやすい社会の環境をつくるために必要な施策の一つとして、引き続き推進が求められています。

市役所における育児休業を取得した男性職員数は令和元（2019）年度に累計33人となっており、目標値を上回ってはいますが、より一層利用しやすくする取り組みを行い、また、市内の各事業所に対しても周知・啓発を進め、制度の利用促進につなげる必要があります。

令和2（2020）年初頭より世界中で新型コロナウィルス感染が拡大したことは、テレワークの導入やオンラインの活用の拡大など、労働形態の変化の契機となりました。この経験も活かして、長時間労働の是正を促し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男性も女性も、育児や介護と仕事の二者択一を迫られることなく両立できるよう、施策を進める必要があります。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

【取り組みの成果】

生涯を通じた健康保持増進に関する講演会や出前講座等により情報提供を行い、正しい知識の普及に努めました。また、妊娠・出産を通じて母子の健康を守るため、健診や訪問により支援を行いました。メンタルヘルスについては、自殺予防や心の健康に関する電話相談を引き続き実施するとともに、平成31（2019）年3月に「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」を策定し、取り組みを進めました。

ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員による各種相談、保育所入所の配慮のほか、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など経済的負担を軽減するための各種事業など、さまざまな支援を引き続き実施しました。また、平成29（2017）年3月に男女共生フロア・ウィルが移転し、子どもの育ち見守りセンターと隣接したことに伴い、シングルマザーへの情報提供などが速やかに行えることとなりました。

性別や年齢、障害の有無にかかわらず自分らしい生き方が実現できるよう、障害者や高齢者に向けた情報提供や相談体制の充実を図りました。また、外国籍市民等に市民サービス情報を提供するため、ホームページに自動翻訳機能を搭載したほか、各種リーフレットの外国語版を配布し、医療通訳士の派遣を行い、教職員等に対する助言指導も行いました。

防災会議の女性委員比率の向上に向けて、意識啓発に努めるとともに、避難所運営において妊産婦など災害弱者への配慮の必要性があることを、校区の自主防災組織や市民に対して、会議や講座を通して周知を行いました。中学生が防災について考えるディスカッションも引き続き実施し、若い世代への啓発にも努めました。

【指標の推移】

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

指標		出典	令和2年度 (2020) 目標※	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
20	安心して妊娠、出産できる環境が整っているか ■枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	施策指標 (市民意識調査)	42.3%※ (令和元 (2019) 年度)	37.3%	—	—	—	38.5%
21	乳がん、子宮頸がん検診受診率※ ■乳がん検診対象者：40歳以上の女性（2年に1回の受診） 子宮頸がん検診対象者：20歳以上の女性	保健センターデータ	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%	乳がん 19.2% 子宮頸がん 23.3%	乳がん 16.0% 子宮頸がん 16.6%	乳がん 14.2% 子宮頸がん 16.3%	乳がん 13.7% 子宮頸がん 16.9%	乳がん 13.7% 子宮頸がん 17.0%
22	妊娠11週以下での妊娠の届出率 ■妊娠11週以下での妊娠の届出数／全届出数	施策指標	96.0%	95.1%	95.3%	94.9%	96.1%	96.9%

指標		出典	令和2年度 (2020) 目標※	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
23	特定健康診査受診率 ■高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者／対象者（国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者）	施策指標	60.0%	32.2%	33.5%	33.7%	35.4%	33.6% (7月末速報値)
24	こころの病気に関する相談窓口の周知度 ■こころの病気に関する相談窓口を知っている人の割合	施策指標 (市民意識調査)	増加	23.7%	—	—	—	26.1%
25	ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数 ■ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数（累計）	施策指標	84人	13人 (平成26 (2014) 年度)	19人	30人	41人	71人
26	枚方市防災会議の女性委員の割合 ■枚方市防災会議の委員に占める女性の割合 (目標値：第4次男女共同参画基本計画「成果目標」より)	施策指標	10.0% (早期)、更に 30.0%を目指す	7.5%	10.3%	10.0%	10.0%	15.0%

※令和2（2020）年度目標は第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム（前期：平成28年度から令和2年度）で定めたもの

※指標番号20については、枚方市総合計画の施策指標を採用したため、それに合わせて令和元（2019）年度の目標値を記載

※指標番号21については、平成28（2016）年度から受診率の算定方法を変更。対象者を就労者数等を省いた「推定対象人口」から「全人口」に変更し算定。

【今後の課題】

生涯を通じたすべての人の健康保持と増進のためには、年齢や性別等に応じ、生涯の各時期における支援を進めることが必要です。女性特有疾患のがん検診受診率（指標21）、特定健康診査受診率（指標23）は、目標値に対する受診率が低く、引き続き、受診率向上に取り組む必要があります。

また、性的マイノリティの方についても、多様な性のあり方が十分考慮された適切な医療が受けられるような配慮が必要となります。

今般の新型コロナウィルス感染の拡大に伴い、多くの非正規雇用の労働者が失業や収入減による生活苦に陥りました。また、女性が多く働く看護や介護の最前線の現場において、感染の不安をかかえている現状があります。社会の危機的な状況の中、経済的に最も影響を受けやすい非正規雇用のひとり親家庭等の女性や子どもが安心して生活できるよう、子育て支援、生活支援、就業支援により一層取り組む必要があります。

また、ひとり親家庭をはじめ、ステップ・ファミリー（子連れ再婚家庭）、外国人世帯など、多様な家族形態についての理解促進と必要な支援へ繋げるための効果的な情報提供を行う必要があります。

近年では、甚大な被害をもたらす自然災害が毎年発生しており、防災に関する意識も高まりつつあります。令和2（2020）年に内閣府が定めた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点

からの防災・復興ガイドライン」において、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等が示されており、非常時においても女性や子育て家庭のニーズが反映される体制づくりを行う必要があります。

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

【取り組みの成果】

枚方市附属機関等の設置等に関する規程において、女性の委員等の各附属機関等における割合を35.0%以上と定め、引き続き取り組みましたが、令和元（2019）年度において、35.0%を超えた審議会等の割合は55.2%、全委員数に占める女性委員の比率は、35.2%、女性委員がゼロの審議会等の割合は4.0%となっています。

管理職に占める女性職員比率は、平成31（2019）年4月1日時点で、26.0%となっており、平成27（2015）年度から、4.3ポイント増加しています。

男女共同参画の推進及び浸透を図るために、各課の男女共同参画推進担当者への研修を行い、枚方市男女共同参画計画の具体的な施策を定めたアクションプログラムに基づいて、各課の事務事業を男女共同参画の視点から点検し、毎年度進捗状況を公表してきました。

また、近隣自治体や大阪府の担当部署、市民団体等と連絡会などを通して連携を図り、各施策のより効果的な推進に努めました。

男女共同参画に関する意見・相談等の申出制度についてはホームページ、パンフレットで周知を図り、利用促進に努めました。

【指標の推移】

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

指標		出典	令和2年度 (2020) 目標※	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
27	管理職に占める女性の割合 ■市役所における女性管理職／全管理職 (4月1日現在)	施策指標	30.0%	21.7%	21.6%	23.0%	25.0%	26.0%
28	審議会等への女性委員登用率 ■市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	施策指標	100%	52.5%	50.8%	51.7%	51.4%	55.2%

※令和2（2020）年度目標は第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム（前期：平成28年度から令和2年度）で定めたもの

【今後の課題】

市の管理職に占める女性職員比率（指標 27）の向上については、令和 2（2020）年度に 30.0%という目標の達成に向けて、女性職員の登用拡大に努めましたが、女性職員だけでなく、男性職員においても管理職希望者が減少傾向となっています。その要因の一つとなる時間外勤務の拡大などについて、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行い、男女ともに働きやすい職場環境の整備に努め、性別にかかわらず、職域の拡大や能力開発などの推進を図る必要があります。

女性委員の割合が 35.0%以上の審議会等の割合（指標 28）は、平成 27（2015）年度から 5.2 ポイント増加しましたが、目標値とは依然大きな開きがあり、全審議会等に女性委員が 35.0%以上参画するよう、より積極的な取り組みが必要です。

男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な実施にあたっては、引き続き、枚方市男女共同参画計画及び具体的な施策を定めたアクションプログラムに基づき、取り組みを進めていきます。

第 3 章 計画の体系と内容

第3章 計画の体系と内容

1. 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念

すべての市民に関わる
課題としてとらえること

一人ひとりが、自ら、さま
ざまな選択ができること

あらゆる人権侵害を
許さないこと

仕事と生活の調和の
実現を図ること

基本目標

基本方向

基本目標1

人権尊重と男女共同参画への
意識改革

- ・(1)男女共同参画への理解促進
- ・(2)子どもの頃からの男女共同参画の推進
- ・(3)男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上
- ・(4)性の多様性への理解促進

基本目標2

男女共同参画を阻害する
暴力の根絶

- ・(1)男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり
- ・(2)暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進
- ・(3)被害者支援体制の充実

基本目標3

仕事と生活のあり方を
さまざまに選択できる社会づくり

- ・(1)子育てと介護への支援
- ・(2)就業、起業、再就業への支援
- ・(3)雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
- ・(4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進

基本目標4

だれもが安心して暮らせる
まちづくり

- ・(1)生涯を通じたすべての人の健康保持と増進への支援
- ・(2)ひとり親家庭をはじめ、多様な家族に関する啓発、支援の取り組み
- ・(3)高齢者、障害者、外国人市民等への支援
- ・(4)男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

基本目標5

男女共同参画を推進する
体制の整備

- ・(1)政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進
- ・(2)男女共同参画の視点に立った施策展開
- ・(3)関係機関や市民団体等との連携強化
- ・(4)意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

2. 計画の内容

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方向（1）男女共同参画への理解促進

すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、性別※⁸にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現とは、だれもが生きやすい社会をつくることにほかなりません。

平成 27（2015）年に国連で採択された SDG s の目標のひとつには「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図ることで、性別にかかわらずだれもが生きやすい社会を実現することが、世界的な課題としても求められています。

男女共同参画社会の実現に向けて「女だから、男だから」と性別によって役割を固定して行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

また、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなります。その解消に向けては、性別役割分担意識を社会全体の問題としてとらえるとともに、個々の理解を深め、意識を改革することが重要な課題となっています。

男女共同参画への理解を促すための教育、学習、広報、啓発は、他のすべての施策の根幹となる基盤的な施策です。性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。また、効果的に理解を促進するために、子どもから高齢者に至る幅広い層の特性を踏まえ、親しみやすく、わかりやすい啓発に努めます。

取り組み概要

- 男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
- 男女共同参画の裾野を広げるため、男性の意識改革に向けた男女共同参画の意義についての広報や啓発を強化します。
- SDG s をはじめ国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化について、理解促進に向けた施策を推進します。
- NPO、市民団体、PTA、事業者との連携を図り、多方面から施策を推進します。
- 推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めます。

※⁸ 本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

基本方向（2）子どもの頃からの男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現が、一人ひとりにとって、より身近な問題として認識されるとともに、男女共同参画の裾野を広げるためには、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが最も重要であり、効果的な取り組みであるといえます。

また、子どもたちが、人権尊重の観点から、男女共同参画への理解を深めることは、個性と能力を発揮しながら、健やかに成長するために欠かせないことであるとともに、人権を尊重する市民社会の形成にもつながることです。互いの違いを認め合い、将来にわたって豊かな人間関係を築き、自らの人生において、多様な選択を可能にする能力や、主体的に進路を選択する力を身につけることは、人生の可能性を広げることにほかなりません。

次代に向けた地道な取り組みとして、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、柔軟な感性を持つ子どもの頃から、発達段階に応じて進めます。また、人権尊重及び男女共同参画への理解を促進することによって、子どもが、自分も他者も尊重する姿勢を持ちながら、将来を見通した自己形成ができるように施策を進めます。

施策の推進に向けて、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

取り組み概要

- 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性を伸ばす施策を推進します。
- 学校において、管理職に占める女性の割合を上昇させるなど、学校運営における方針決定の場への女性参画を促進します。
- 保育及び教育現場において、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検し、改善に努めます。
- 男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- 男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

基本方向（３）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー※⁹の向上

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアから発信される情報には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力の賞賛、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象としてとらえた表現、性的マイノリティの人権への配慮を欠いた表現が少なくありません。また、日常の場で何気なく使用している言葉やイラストなどが、型にはまった思い込みや、差別につながる偏見を深める表現となっている場合もあります。これらは人権侵害を助長するとともに、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

取り組み概要

- メディア・リテラシーの向上に向けて、講座などを開催するとともに、学校教育においても施策を推進します。
- 広報や出版物などの市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った、ふさわしい表現を推進します。

基本方向（４）性の多様性への理解促進

多様な性のあり方への理解が十分でないうえに、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の枠組みの中で、性的マイノリティ当事者が自分らしく生きられず、困難な状況におかれている現状があります。仕事や学校、医療など、性的マイノリティ当事者が直面する困難は様々であり、広く理解促進に努めていくことが必要です。

本市では、性的マイノリティ支援に積極的に取り組むことを広く周知するため、平成31（2019）年3月に「ひらかた・にじいろ宣言」を行い、パートナーシップ宣誓制度をはじめ様々な取り組みを進めています。性的マイノリティの人権尊重と性の多様性への理解促進は、性別にかかわらずすべての人がその人らしく生きられる男女共同参画社会の実現にもつながることを踏まえて、性的マイノリティ支援を推進します。

取り組み概要

- 市民、事業所等を対象に、性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。
- 性的マイノリティ当事者に寄り添った相談や交流などの支援策を推進します。
- 市職員の理解促進に向けて、研修の実施等に取り組めます。

※⁹ メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

本計画の基本目標2を、DV防止法第2条の3第3項に基づく、当該市町村における配偶者※¹⁰からの暴力※¹¹の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）として位置付けます。

基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。

DVの被害者は多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは、被害者個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。特に、経済的自立が困難である女性に対しては、その影響が深刻なものとなっています。児童ポルノや児童買春を含め、子どもに対する性的な暴力は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼす、子どもの人権に対する重大な侵害です。

一方、平成29（2017）年の刑法改正では、処罰対象となる性犯罪行為が拡大され、また被害者の告訴がなくても加害者を起訴できるようになり、法定刑も引き上げられるなど、大幅な改正が行われましたが、「暴行」「脅迫」要件が証明されなければ罪が成立しないなどの課題が多く残されています。国では、令和2（2020）年から4（2022）年までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と位置づけており、地方自治体での取り組みも重要となっています。

また、インターネットの普及をはじめとするメディアの多様化により、女性や子どもを、性的あるいは暴力行為の対象としてとらえた表現が氾濫しています。近年は、性的な画像などを本人の同意なく、インターネット上に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ※¹²」などの新たな形態の被害が発生しています。さらに、SNS※¹³の広がり等により、若年女性が誘拐・監禁される事件や、「AV出演強要※¹⁴」「JKビジネス※¹⁵」など性被害に遭うケースが後を絶たないことから、若年層に対する相談・支援の在り方が課題となっています。

※¹⁰ DV防止法に規定する「配偶者」には、事実婚を含む。また、配偶者からの暴力を受けたあとに離婚（事実婚であった者が、事実上離婚したと同様の状態を含む。）をし、引き続き暴力等を受けた者、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受けた元交際相手も含まれる。

※¹¹ DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」は、「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれる。ただし、保護命令の申立ては、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみが対象となる。

※¹² 離婚した元配偶者や別れた元交際相手から拒否されたことへの報復として、相手が公開するつもりのない私的な写真や映像などの性的画像を、無断でインターネットなどによって不特定多数に配布、公開する嫌がらせ行為及びその画像。

※¹³ ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

※¹⁴ 女性に対し、街中でのスカウトによる勧誘等により本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要すること。

※¹⁵ 女子高校生に対し、一見危険性のない普通のアルバイトを装い、次第に客に対する性的行為等のサービス提供を強要する営業のこと。

男女共同参画社会の実現を阻むあらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めることを目指し、様々な機会をとらえて防止啓発を進めます。また、DV防止法をはじめとする関係法令について、近年の改正内容を含めて周知徹底に努め、暴力を容認しない社会づくりを進めます。

取り組み概要

〔DVなどの防止啓発〕

- DVなどの性別による差別に基づく暴力を身近な問題として考え、暴力を許さない社会づくりに向けた意識醸成を図るため、市民への啓発に努めます。
- DV防止法などの関係法令について、市民への周知に努めます。
- 被害者の発見において役割が期待される、医療及び保健関係者への周知に努めます。
- 被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、保育及び教育関係者への周知に努めます。

〔子どもに対する性的な暴力の防止啓発〕

- 児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力の防止啓発に取り組みます。
- 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の周知に努めます。
- 子どもたちの自尊感情を育むとともに、被害にあった場合には、一人で抱え込まず相談できるよう、教育や啓発に取り組みます。

〔若年層を含む様々な性暴力の防止啓発〕

- SNSの広がり等による若年層の性被害を含め、性犯罪・性暴力の防止啓発に取り組みます。

〔職場や学校におけるハラスメントの防止啓発〕

- 職場におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、事業者などに対する啓発に取り組みます。
- 学校におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、教職員に対する啓発に取り組みます。
- セクシュアルハラスメント対策などについて、事業者の対応策の確立に向けた支援を行います。

基本方向（２）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

男女共同参画を阻害する暴力を根絶するためには、暴力を許さない社会風土を醸成するための基盤づくりが必要となります。そのためには、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが、最も重要です。暴力の加害者と被害者を生まないために、男女がともに対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発を進める必要があります。

児童虐待との関連では、DV が子どもに与える心理的影響として、「家庭内で、最終的な決着が強者から弱者への暴力でもたらされることをつねに目撃している子どもが、問題解決は暴力でなされると認識するのは不思議ではない」※16との指摘もあり、暴力の予防に向けて、子どもの発達段階に応じた適切な

※16 『子ども虐待対応の手引き』 平成25年8月改訂版 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

働きかけが必要です。

自分も他者も大切にし、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、人権尊重の観点から男女平等の理念に基づき、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。

施策の推進に向けて、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

取り組み概要

- 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ保育、教育、学習を推進します。
- 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、暴力を許さない地域社会の形成に努めます。
- 中学校、高校、大学などとの連携を図り、若い世代に向けたデートDVの防止啓発に取り組みます。
- 暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- 暴力を容認しない社会の形成に向けた家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

基本方向（3）被害者支援体制の充実

DV被害者支援については、DV防止法に基づく専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心に、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先して取り組むとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

DVには、経済的な問題、同伴児童の問題、被害者の心身の状態など、複合的な事情が含まれることが多く、また、子ども、高齢者、障害者、外国人などはそれぞれ異なる背景や事情を有していることから、単一機関のみで援助を完結することは困難です。そのため被害者が安心して相談できる体制づくりには、関係機関の連携が必須の条件となります。暴力の形態や被害者の属性に応じて十分な配慮を行い、関係機関において、役割分担と連携をしながら、きめ細かく対応することが必要です。

特に、平成30（2018）年の東京都目黒区の事件^{※17}や平成31（2019）年の千葉県野田市の事件^{※18}など、深刻な児童虐待・DV事案の発生を受けて、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所など関係機関の連携・協力が強く求められています。

DV被害者支援体制の充実に向けて、関係機関が互いの立場と機能を十分に理解した上で、問題に対する共通認識を持ち、自らの役割を果たしながら緊密に連携を図るため、関係機関のネットワークの構築を推進します。また、被害者の置かれた状況に応じて、相談から緊急対応、法的手続きの支援、自立支援まで、途切れのない被害者支援体制の充実を図ります。

被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくためにも、様々な機会をとらえて、相談窓口の周知

^{※17} 平成30（2018）年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待死亡事例。事件を受けて、市区間や児童相談所間、要保護児童対策協議会等との情報共有、役割分担の明確化の必要性が確認された。

^{※18} 平成31（2019）年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待死亡事例。事件を受けてDVが合併していると考えられる子ども虐待事例があった場合は、DV被害者支援の担当部署においても積極的に関与し対応する必要性が確認された。

を進めます。

取り組み概要

〔安心して相談できる体制の充実〕

- 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワークの強化を図ります。
- 性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、安心して相談できる体制を整備します。
- 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人市民等が安心して利用できる相談体制を整備します。
- 被害にあった子どもが、安心して相談できる体制を整備します。
- 二次加害^{※19}を防止し適切な支援を行うため、関係機関の職員に対して、被害者支援研修を実施します。
- 被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくために、相談窓口の周知を強化します。

〔緊急かつ安全な保護の実施〕

- 警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

〔自立への支援の充実〕

- 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、自立支援及び心理的支援に取り組めます。また、生活再建後も、暴力被害による心身への影響に配慮した支援に努めます。
- 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの人権にも配慮した支援に取り組めます。
- 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取扱いを徹底します。

〔被害者支援のための連携強化〕

- 関係機関やNPOなどと、適切な役割分担のもと、相互の連携を強化します。
- 児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署と、役割分担と連携を行い、相互の社会資源を活用しながら被害者支援の推進を図ります。特に、深刻な児童虐待・DV事案が発生していることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所など関係機関との連携を強化します。

※19 DVなどの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員などが不適切な発言でさらに傷つけること。

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

本計画の基本目標3を、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）として位置付けます。

基本方向（1）子育てと介護への支援

年々、共働き世帯は増加し、平成9（1997）年以降は、共働き世帯が、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」を上回っています^{※20}。また、高齢化が進む中で、多くの核家族においては、介護の負担が重くなっており、とりわけ、地域との接点が少なく、家事や介護に不慣れな男性介護者における不安が高くなっています。

今日では、仕事と、子育てや介護との両立は、男女に共通した課題となっていますが、市民アンケートの結果にも表れているように、家事、育児、介護の負担は、まだまだ女性が多く負っているのが現状です。男女共同参画社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自らが希望するバランスで実現できることが重要です。

男女がともに働き続け、安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、地域社会にも参加しながら主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます。

取り組み概要

- 低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスの推進を図ります。
- 留守家庭児童会室事業の充実を図ります。
- 新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業などを通して、出産直後の育児不安の解消やニーズに合った子育て支援に努めます。
- 地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- 妊娠期から、出産や育児に関する情報提供を行い、当事者同士の交流を図るなど支援を行います。
- 子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子育てに対する経済的支援を行います。
- 介護負担を軽減するための支援を推進します。

基本方向（2）就業、起業、再就業への支援

仕事と生活のあり方を主体的に選ぶためには、性別にかかわらず、働きたい人が、その能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。しかし、男性を含めて非正規労働者の割合が上昇する中、結婚や出産などにより離職を余儀なくされる女性の就業は厳しさを増しています。豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性が自らの意思によって職業生活を営むとき、又は営もうとするときに、その個性と活力が十分に発揮されるよう、いわゆる「M字カーブ」^{※21}問題や「L字カーブ」問題^{※22}の解消などに向けた施

※20 『令和2年版男女共同参画白書』内閣府 令和2（2020）年7月（総務庁 労働力調査特別調査／総務省 労働力調査）

※21 日本人女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産、育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたち似た曲線を描く傾向が見られることをいう。

※22 女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続けること。この様子をグラフで表すとアルファベットの「L」のかたち似ていることからL字カーブという。

策を進めます。

就業支援とともに、いったん仕事を辞めた女性であっても、あらためて再チャレンジし、能力を最大限に発揮することが可能となるよう、再就業に向けた相談体制を整備するとともに、学び直しのための講座情報の提供など、関係機関と連携して、再就業を支援するための情報提供などに努めます。

また、柔軟な働き方の実現と雇用創出につながる起業に向けた情報提供や相談などの支援に取り組みます。

取り組み概要

- 職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進します。
- 女性活躍推進法の周知に努めます。

基本方向（３）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

雇用の場において、安定した生活基盤を築いていくことができるように、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、性別にかかわらず、能力を発揮することができる雇用環境づくりに向けた啓発を進めるとともに、パートタイム労働など、非正規労働者の処遇改善や労働条件の整備などが促進されるよう、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

また、セクシュアルハラスメント^{※23}やパワーハラスメントなど、女性の活躍を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要であり、令和元（2019）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の成立によりハラスメント防止対策の強化が行われています。とりわけ、妊娠、出産、育児休業取得などを理由とする解雇や退職の強要などの不利益な取扱い、非正規雇用の場合を含め、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に違反するものとして、決してあってはならないものです。女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に就業を断念させるような、いわゆる「マタニティハラスメント」^{※24}の防止に向けた啓発を進めます。

取り組み概要

- 男女雇用機会均等法の周知に努めます。
- パートタイム労働など、非正規労働者の処遇や労働条件などに関する法令の周知に努めます。
- 妊娠、出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、マタニティハラスメントの防止と啓発に努めます。

基本方向（４）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて、すべての人における、ワーク・ライフ・バランスは欠かせません。

^{※23} セクシュアルハラスメントの防止対象について

「セクシュアルハラスメント」は男女ともに加害者にも被害者にもなりうる問題であり、同性に対するものも該当する。また、相手の性的指向または性自認にかかわらず該当することがあり得る。

^{※24} 妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いのことをいう。

一方、長時間労働は、男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。働きたい人が、育児や介護などと仕事の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができる職場づくりのためには、長時間労働の抑制や、生産性を向上させる効率的な働き方への転換を図ることが必要です。

健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動、地域社会への参画などを通じた自己実現を可能にするとともに、男女が協力し合いながら育児や介護を行い、だれもが主体的な生き方を選択できる豊かな社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現への理解を促進するため、啓発を進めます。

取り組み概要

- 事業者、労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- 市では、長時間労働の抑制について積極的に推進するとともに、育児・介護に係る休暇等について、職員の性別にかかわらず取得しやすい環境の整備を進めます。
- 性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方向（1）生涯を通じたすべての人の健康保持と増進への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。

女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、そのことに、男女とも留意する必要があります。特に、妊娠、出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

また、女性の人権尊重の観点から、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※25への理解の促進に努めます。

男性については、女性より肥満者の割合が高いことに加え、喫煙や飲酒をする人の割合が高くなってきているため、健康被害の防止に留意する必要があります。また、不安や悩みを相談する相手がいない人が多く※26、精神面で孤立しがちです。令和元（2019）年の大阪府における自殺者 1,231 人のうち、男性が 65.3%を占め、女性の 1.9 倍となっています※27。

また、性的マイノリティの方の場合、自認する性で対応を受けられなかったり、同性のパートナーでは同意書のサインや病状説明が認められなかったりすることを危惧して、医療機関を受診しにくくなり必要な治療が受けられないなどの困難があります。したがって、多様な性のあり方が十分考慮された適切な医療が受けられるような配慮が必要となります。

だれもが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援するとともに、自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう、施策を進めます。

取り組み概要

- 生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- 妊娠、出産、性感染症の予防などに関する、正しい知識や情報提供を行います。
- 出産後の心身ともに不安定な時期に、母親と赤ちゃんの健康を守るための支援に取り組みます。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの理解の促進に努めるとともに、性と生殖について女性が自己決定する力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。
- 自殺予防の観点から、相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

※25 平成6（2014）年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。すべての女性が妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけでなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、反対に、妊娠、出産を経験しないことによって社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ったりすることもない権利を意味する。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

※26 『平成 26 年版厚生労働白書』厚生労働省 平成 26（2014）年8月（厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託 健康意識に関する調査）

※27 警察庁及び大阪府警本部統計

- 性的マイノリティ当事者が適切な医療を受けられるよう、啓発に取り組みます。

基本方向（2）ひとり親家庭をはじめ、多様な家族に関する啓発、支援の取り組み

ひとり親家庭等では、仕事、家事、育児を一人で担う必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなりがちです。ひとり親家庭等の多数が母子家庭であり、特に、経済面において、ひとり親家庭等を取り巻く状況が厳しく貧困率も高いことが、子どもの貧困問題にもつながっています。さらに、令和2（2020）年初頭からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ひとり親家庭等の生活が一層深刻なものとなっている状況がうかがえます。

経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱えがちな、ひとり親家庭等への支援に取り組み、生活の安定と向上、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、個人の自由な選択や多様な家族形態が尊重され安心して暮らせる社会づくりをめざします。そのために、世帯や子どもの実情に応じた支援に向けた施策を進め、生活支援のための相談体制及び情報提供の充実を図ります。

また、ひとり親家庭をはじめ、ステップファミリー（子連れ再婚家庭）や同性カップルの家庭など、家族のあり方が多様化する中で、結婚や離婚、婚姻歴の有無などに対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により、生きづらかったり、地域で孤立したり、人権が侵害されたりすることがないように、ひとり親家庭をはじめとする多様な家族に対するあらゆる差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組みます。

取り組み概要

- 母子・父子自立支援員による生活や制度についての相談や情報提供を行います。
- ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに、働きやすい職場づくりのための環境整備に取り組みます。
- ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、経済的負担を軽減できるよう支援します。
- 養育費確保に向けた総合的な相談支援体制の充実に取り組みます。
- ひとり親の交流や情報交換の場づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭をはじめとする多様な家族に対する差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組みます。

基本方向（3）高齢者、障害者、外国人市民等への支援

一人ひとりが尊厳を持って生きていくことができるまちづくりのためには、様々な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、安心して暮らせる環境整備を進めることが必要です。高齢者や障害者が、個々の心身の状態や生活状況に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活をいつまでも送ることができるよう、一人ひとりの尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組むとともに、介護者の負担軽減を図るために、施策を進めます。

また、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人市民等は、暮らしに関する必要な情報を得にくい状況にあるため、地域社会で孤立しがちです。生活に必要な情報を、わかりやすい形で提供するように努めます。

高齢者、障害者、外国人市民等にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを進めるとともに、それらの中で、女性においては、さらに固定的な性別役割分担などによって、複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることに配慮して施策を進めます。

取り組み概要

- 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに配慮したサービスを提供し、自立を支援します。
- 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を進めます。
- 市民サービス情報の外国語への翻訳や、医療通訳士の派遣など、外国人市民等への支援を行います。

基本方向（４）男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

少子高齢化、人口減少の進行や人々のライフスタイルが多様化する中、地域を取り巻く環境は急速に変わってきています。こうした変化は今後一層進むことが見込まれており、防災、防犯、福祉、環境保全など、様々な地域活動において、男女共同参画の視点に立ち、取り組むことが重要です。

特に、防災については、平成7（1995）年1月の阪神・淡路大震災などの災害において、女性、子ども、子育て中の家族、高齢者、障害者などの視点が十分に反映されず、それぞれのニーズに配慮した避難所運営ができていないことが問題となりました。性別、年齢、障害の有無など、様々な立場によって影響は異なることから、社会的要因による災害時の困難を最小限にする施策が重要です。

平成23（2011）年3月の東日本大震災以降、防災への関心が一段と高まり、近年大規模な災害が頻発している中、男女共同参画の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。令和2（2020）年5月には、内閣府で「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定され、「女性は防災・復興の「主体的な担い手」である」、「男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置づける」などの方針が示されています。

一方、平成31（2019）年4月1日現在、市区町村防災会議の女性委員の割合は上昇傾向ではあるものの8.7%と低く、女性委員のいない市区町村防災会議は同会議総数の22.2%にのぼります^{※28}。枚方市防災会議の女性委員の割合も、令和2（2020）年4月1日現在で、15%にとどまっています。

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性が中心となっていた防災分野について、女性の参画の推進に努めます。

だれもが安心して暮らせるまちづくりのために、多様なニーズや意見に配慮した防災体制の確立をはじめとする、地域のボランティアやNPOなどの参画による地域防災力の強化に向けた施策を進めます。

※28 『令和2年版男女共同参画白書』内閣府 令和2（2020）年7月

取り組み概要

- 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- 避難所運営においては、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いや性的マイノリティに配慮した環境整備に努めます。
- 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
- 地域のボランティアやNPO などによる活動を通じて、地域活動への男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

基本方向（1）政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

だれもが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく参画することが求められます。そのためには、女性が参画しやすくするための環境整備や人材育成の取り組みが重要です。

平成30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性活躍推進法でも女性の管理職比率を上げることが課題とされるなど、政策及び方針決定の場への女性の参画が推進されていますが、まだまだ進んでいないのが現状であり、そのことが、ジェンダー・ギャップ指数が153か国中121位（令和元（2019）年）という日本の順位の低さに反映しています。

政策及び方針決定過程への女性の参画の促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、市の審議会等委員や管理職への女性参画拡大を図ります。また、促進に向けては、人材情報を広く収集するとともに、職員研修を充実させるなど、人材の育成に取り組みます。

取り組み概要

- 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、性別のバランスが偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
- 市職員の採用については、これまでと同様、性別によることなく能力実証に基づき行うとともに、男女別構成のバランスを図るため、さらなる職域の拡大、研修などの必要な支援を行うことにより、能力開発に積極的に取り組みます。
- 市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、ワーク・ライフ・バランス実現の取り組みを進め、登用拡大に積極的に取り組みます。
- 民間事業者における女性の登用促進に向けた取り組みを大阪府等と連携して進めます。

基本方向（2）男女共同参画の視点に立った施策展開

男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方や方向性を定めた、枚方市男女共同参画推進条例に基づく計画に沿って、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、施策の策定や実施にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう留意するとともに、性別による不公平が生じないようにします。

取り組み概要

- 枚方市男女共同参画計画の具体的な取り組みを定めた、枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、計画の適切な進行管理を行うとともに、進捗状況を公表し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進します。
- 施策の策定にあたって、男女共同参画の視点から点検します。

- 施策の実施にあたって、男女共同参画の視点に立った企画、運用を行います。

基本方向（3）関係機関や市民団体等との連携強化

男女共同参画を推進する施策の実施にあたっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者、NPO、市民団体、市民と相互に連携を図り、協力し合いながら進めます。

取り組み概要

- 男女共同参画を推進するための施策を効果的に展開するため、関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

基本方向（4）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

男女共同参画推進条例に基づく、男女共同参画に関わる施策への意見等の申出制度や、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度の周知を図るとともに、関係機関との連携のもと体制の充実に取り組みます。

取り組み概要

- 安心して申出や相談ができる環境の整備に向けて、制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます。

3. 第3次枚方市男女共同参画計画改訂版指標

本計画を実効性のあるものとするため、基本目標ごとに取り組みの進捗を測る指標を設定し、目指す方向を示します。具体的な取り組みについては、別途、アクションプログラムにおいて定め、施策を展開します。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
男女の平等感	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 社会全体で男女が平等であると思う人の割合	増加	女性 8.7% 男性 21.7%	女性 9.6% 男性 23.4%
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	増加	女性 56.0% 男性 45.6%	女性 66.4% 男性 57.2%
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	増加	女性 23.9% 男性 18.9%	女性 38.2% 男性 28.8%

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	<小学生> 女子 59.6% 男子 50.8% <中学生> 女子 63.9% 男子 54.3% <高校生> 女子 78.9% 男子 57.5% <大学生> 女性 86.2% 男性 64.8%	<小学生> 女子 73.1% 男子 57.5% <中学生> 女子 80.2% 男子 56.6% <高校生> 女子 81.9% 男子 68.3% <大学生> 女性 92.1% 男性 81.9%
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	<小学生> 女子 63.2% 男子 56.1% <中学生> 女子 72.2% 男子 61.5% <高校生> 女子 83.1% 男子 66.5% <大学生> 女性 87.2% 男性 73.6%	<小学生> 女子 73.6% 男子 60.8% <中学生> 女子 78.4% 男子 62.8% <高校生> 女子 85.8% 男子 73.2% <大学生> 女性 90.9% 男性 81.9%
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	<小学生> 女子 47.1% 男子 35.2% <中学生> 女子 54.6% 男子 32.7% <高校生> 女子 66.5% 男子 37.2% <大学生> 女性 73.4% 男性 40.8%	<小学生> 女子 63.5% 男子 43.8% <中学生> 女子 66.1% 男子 45.1% <高校生> 女子 74.4% 男子 51.3% <大学生> 女性 78.3% 男性 62.7%

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
「男女共同参画社会」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「男女共同参画社会」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	増加	女性 54.3% 男性 69.3%	女性 61.5% 男性 69.1%
「女子差別撤廃条約」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「女子差別撤廃条約」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	増加	女性 42.3% 男性 50.7%	女性 49.7% 男性 50.0%

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
DV に対し誤った認識をしている人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	減少	女性 16.1% 男性 22.3%	女性 19.5% 男性 11.6%
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	減少	女性 10.8% 男性 19.2%	女性 11.6% 男性 20.0%

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
DVを正しく理解している人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	増加	女性 92.0% 男性 88.7%	女性 96.5% 男性 93.8%
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	増加	女性 68.9% 男性 53.8%	女性 74.8% 男性 65.9%
デートDVに対する認識	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合	増加	<中学生> 女子 95.4% 男子 94.2% <高校生> 女子 96.4% 男子 91.4%	<中学生> 女子 98.7% 男子 92.9% <高校生> 女子 96.9% 男子 94.6%
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	増加	<中学生> 女子 89.7% 男子 83.2% <高校生> 女子 92.9% 男子 87.2%	<中学生> 女子 95.2% 男子 89.4% <高校生> 女子 91.7% 男子 89.7%

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
「デートDV」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	増加	＜中学生＞ 女子 32.0% 男子 19.8% ＜高校生＞ 女子 89.0% 男子 77.1% ＜大学生＞ 女性 75.5% 男性 64.8%	＜中学生＞ 女子 59.1% 男子 44.2% ＜高校生＞ 女子 89.0% 男子 85.8% ＜大学生＞ 女性 70.8% 男性 57.2%
過去1年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 別居中の配偶者、元配偶者（離別、死別した相手）も含む	減少	● 身体的暴力 女性 12.0% 男性 9.0% ● 精神的暴力 女性 17.1% 男性 12.7% ● 性的暴力 女性 9.7% 男性 3.9%	● 身体的暴力 女性 9.6% 男性 11.7% ● 精神的暴力 女性 19.2% 男性 17.5% ● 性的暴力 女性 11.5% 男性 2.9%
交際相手からの暴力を経験した人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合	減少	● 身体的暴力 ＜高校生＞ 女子 3.3% 男子 7.6% ＜大学生＞ 女性 15.4% 男性 13.4% ● 精神的暴力 ＜高校生＞ 女子 8.2% 男子 8.2% ＜大学生＞ 女性 23.1% 男性 16.5% ● 性的暴力 ＜高校生＞ 女子 7.5% 男子 3.0% ＜大学生＞ 女性 12.8% 男性 13.4%	● 身体的暴力 ＜高校生＞ 女子 0.0% 男子 3.3% ＜大学生＞ 女性 5.6% 男性 5.3% ● 精神的暴力 ＜高校生＞ 女子 4.5% 男子 6.7% ＜大学生＞ 女性 11.3% 男性 9.5% ● 性的暴力 ＜高校生＞ 女子 6.4% 男子 2.5% ＜大学生＞ 女性 11.8% 男性 4.3%

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成 26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
DV 相談窓口の周知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 DV 被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合	減少	女性 5.7% 男性 5.4%	女性 4.4% 男性 2.5%
枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」の周知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性 34.2% 男性 20.0%	女性 28.9% 男性 17.5%
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法) の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性 87.7% 男性 88.2%	女性 89.6% 男性 89.7%

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成 26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
安心して子育てできる環境が整っているか	◆市民意識調査 枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	増加	37.9% (平成 27 (2015)年度)	44.5%
保育所等利用待機児童数	国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4 月 1 日現在)	減少	36 人 (平成 27 (2015)年度)	0 人
留守家庭児童会室待機児童数	留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度 1 月末現在)	減少	0 人 (平成 27 (2015)年度)	3 人

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成 26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
介護保険施設等の施設数	特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	増加	80 施設	86 施設
育児休業を取得した男性職員数	(令和 3 年度より削除) 市役所における育児休業を取得した男性職員数 (累計)	増加	12 人	33 人
	(令和 3 年度より追加) 育児に伴う休暇・休業を 1 月以上取得した男性職員の割合	増加	—	47.5%
ワーク・ライフ・バランスの認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性 40.4% 男性 45.1%	女性 55.1% 男性 63.4%

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成 26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
安心して妊娠、出産できる環境が整っているか	◆市民意識調査 枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	増加	37.3% (平成 27 (2015)年度)	38.5%
乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん検診対象者： 40 歳以上の女性 (2 年に 1 回の受診) 子宮頸がん検診対象者： 20 歳以上の女性	増加	● 乳がん 17.2% ● 子宮頸がん 23.1%	● 乳がん 13.7% ● 子宮頸がん 17.0%
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	妊娠 11 週以下での妊娠の届出数 ／全届出数	増加	95.2%	96.9%

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成 26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
特定健康診 査受診率	高齢者の医療の確保に関する法律 に定める特定健康診査の受診者／ 対象者（国民健康保険に加入する 40 歳以上 75 歳未満の者）	増加	32.5%	33.6 (7 月末速報値)
こころの病 気に関する 相談窓口の 周知度	◆市民意識調査 こころの病気に関する相談窓口を 知っている人の割合	増加	23.7% (平成 27 (2015)年度)	26.1%
ひとり親家 庭の自立支 援に関する 給付金受給 者のうち就 職した人数	ひとり親家庭を対象とした自立支 援教育訓練給付金や高等職業訓練 促進給付金の受給者のうち就職し た人数 (累計)	増加	自立支援教育訓練 給付金 1 人 高等職業訓練促進 給付金 12 人	71 人
枚方市防災 会議の女性 委員の割合	枚方市防災会議の委員に占める女 性の割合	増加	7.5%	15.0%

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値 (平成 26 (2014)年度)	中間見直し時の値 (令和元 (2019)年度)
管理職に占 める女性の 割合	市役所における女性管理職／全管 理職 (4 月 1 日現在)	増加	21.7% (平成 27 (2015)年度)	26.0%
審議会等へ の女性委員 登用率	市役所における女性委員比率が 3 5.0%を達成している審議会等／全 審議会等	増加	50.0%	55.2%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

項目	内容
調査期間	令和元（2019）年 11 月 8 日～11 月 30 日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人
対象者区分（年齢）	20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳以上（5 区分）
回答者数	827 人
回収率	41.4%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

項目 \ 対象	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間	令和元（2019）年 10 月～11 月			
調査方法	学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象	市立小学校に通う 小学 5 年生	市立中学校に通う 中学 2 年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
標本数	461 人	486 人	521 人	441 人

■市民意識調査の実査概要

項目	内容
調査期間	令和元（2019）年 5 月 15 日(水)～5 月 27 日(月)
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 18 歳以上の男女 2,500 人
対象者区分（年齢）	18・19 歳、20 歳代・30 歳代・40 歳代・50 歳代・60 歳代・70 歳代・80 歳以上（8 区分）
回答者数	1,163 人
回収率	46.5%



參考資料

参考資料

諮問書

公 人 第 4 6 9 号
令和元年（2019 年）9 月 26 日

枚方市男女共同参画推進審議会
会長 神原 文子 様

枚方市長 伏見 隆

第 3 次枚方市男女共同参画計画の中間見直しについて（諮問）

標記の件につきまして、枚方市男女共同参画推進条例（平成 22 年枚方市条例第 9 号）第 10 条 4 項の規定に基づき、第 3 次枚方市男女共同参画計画（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度）の中間見直しについて、諮問します。

答申書

答 申 書

令和3（2021）年1月13日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市男女共同参画推進審議会

会 長 松田 健

第3次枚方市男女共同参画計画の中間見直しについて（答申）

枚方市男女共同参画推進審議会は、枚方市男女共同参画推進条例に基づいて、令和元年（2019年）9月26日付け、公人第469号で「第3次枚方市男女共同参画計画の中間見直しについて」の諮問を受けました。

本審議会では、市が令和元年10～11月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果等を基礎資料とするとともに、令和2年11～12月に実施した「第3次枚方市男女共同参画計画改訂版（試案）」に関する市民からの意見聴取において寄せられたご意見等をもとに、6回にわたり審議を行った結果、別添「第3次枚方市男女共同参画計画改訂版（案）」のとおり、答申します。

枚方市男女共同参画推進審議会委員

任期：平成 30（2018）年 6 月 28 日～令和 2（2020）年 6 月 27 日

◎会長 ○副会長 （敬称略、五十音順）

氏 名	所 属	区 分
川口 雅子	大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課 課長	関係行政機関等
◎神原 文子	神戸学院大学 現代社会学部 教授	学識経験者
木谷 弥生	公募市民	市民公募
高瀬 久美子	弁護士（男女共生フロア法律相談担当）	学識経験者
津熊 友子	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター 理事	関係団体等
畑 和美	北大阪商工会議所 中小企業相談所交野支所長兼枚方市地域活性化支援センター管理部長	関係団体等
林 文子	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 理事	関係団体等
林元 隆司	枚方市立小学校長会	関係行政機関等
○松田 健	関西外国語大学 外国語学部 教授	学識経験者
峰山 和真	公募市民	市民公募

任期：令和2（2020）年6月28日～令和4（2022）年6月27日

◎会長 ○副会長 （敬称略、五十音順）

氏 名	所 属	区 分
片岡 祐貴子	北大阪商工会議所 総務部 総務課 主任	関係団体等
川口 雅子	大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課 課長	関係行政機関等
玉野 まりこ	弁護士	学識経験者
津熊 友子	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター 理事	関係団体等
○内藤 葉子	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科准教授	学識経験者
林 文子	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 副理事長	関係団体等
林元 隆司	枚方市立小学校長会	関係行政機関等
日比野 次子	公募市民	市民公募
平田 美恵子	公募市民	市民公募
◎松田 健	関西外国語大学 外国語学部 教授	学識経験者

第3次枚方市男女共同参画計画改訂版策定の経過

日 程	内 容
令和元（2019）年9月26日	令和元（2019）年度第1回（第5期第2回）枚方市男女共同参画推進審議会 【諮問】第3次枚方市男女共同参画計画の中間見直しについて ・枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査について
令和元（2019）年 一般 11月8日～11月30日 学生 10～11月	■男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施 調査対象 一般：市内在住の満20歳以上の男女 2,000人 回答数：827人（回答率41.4%） 学生：市立小学校に通う小学5年生461人/市立中学校に通う中学2年生486人/市内の高校に通う学生521人/市内の大学に通う学生441人
令和2（2020）年4月10日～5月15日	令和2（2020）年度第1回（第5期第3回）枚方市男女共同参画推進審議会（書面協議） ・枚方市男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について ・第3次枚方市男女共同参画計画見直しの考え方について
令和2（2020）年6月3日～6月26日	令和2（2020）年度第2回（第5期第4回）枚方市男女共同参画推進審議会（書面協議） ・第3次枚方市男女共同参画計画改訂版骨子について
令和2（2020）年8月28日～10月1日	令和2（2020）年度第3回（第6期第1回）枚方市男女共同参画推進審議会（書面協議） ・第3次枚方市男女共同参画計画の改訂素案について
令和2（2020）年10月22日	令和2（2020）年度第4回（第6期第2回）枚方市男女共同参画推進審議会（リモート会議） ・第3次枚方市男女共同参画計画の改訂試案について
令和2（2020）年11月20日、11月25日	■第3次枚方市男女共同参画計画改訂版の策定に向けて計画試案に関する説明会（25日は申込者なしのため開催せず）
令和2（2020）年11月13日～12月4日	■第3次枚方市男女共同参画計画改訂版試案に対する市民意見聴取 意見提出者3名、1団体 公表意見数 13件
令和2（2020）年12月21日	令和2（2020）年度第5回（第6期第3回）枚方市男女共同参画推進審議会（リモート会議） ・第3次枚方市男女共同参画計画改訂試案への市民からの意見について ・第3次枚方市男女共同参画計画改訂版（案）の答申について
令和3（2021）年1月13日	【答申】第3次枚方市男女共同参画計画の中間見直しについて

男女共同参画に関する市民アンケート調査結果（概要）

男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果より抜粋

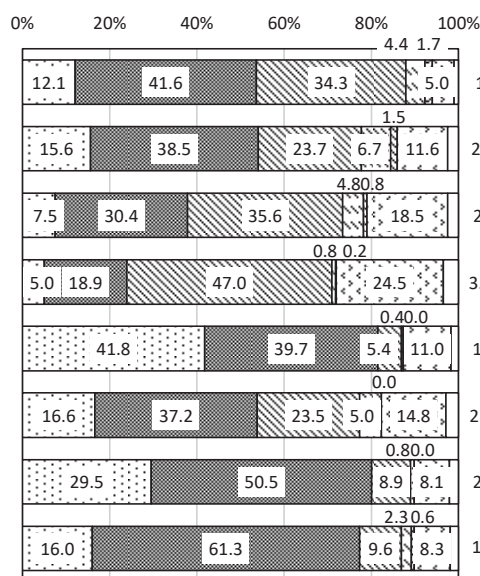
	一般調査	学生調査
調査期間	令和元（2019）年 11 月 8 日～11 月 30 日	令和元（2019）年 10 月～11 月
調査方法	郵送による配布、回収	学校を通じた調査票の配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満 20 歳以上の男女 2,000 人 回答者数：827 人（回収率 41.4%）	市立小学校に通う小学 5 年生 461 人 市立中学校に通う中学 2 年生 486 人 市内の高校に通う学生 521 人 市内の大学に通う学生 441 人

（１）一般調査

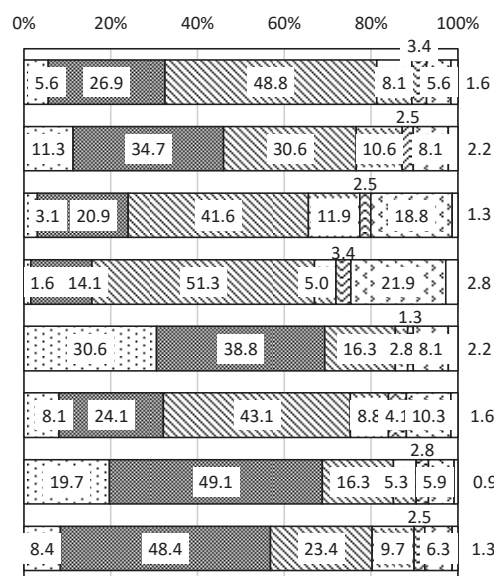
●男女の平等感

男性優遇派		女性優遇派			
男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない

＜女性＞（N=481）

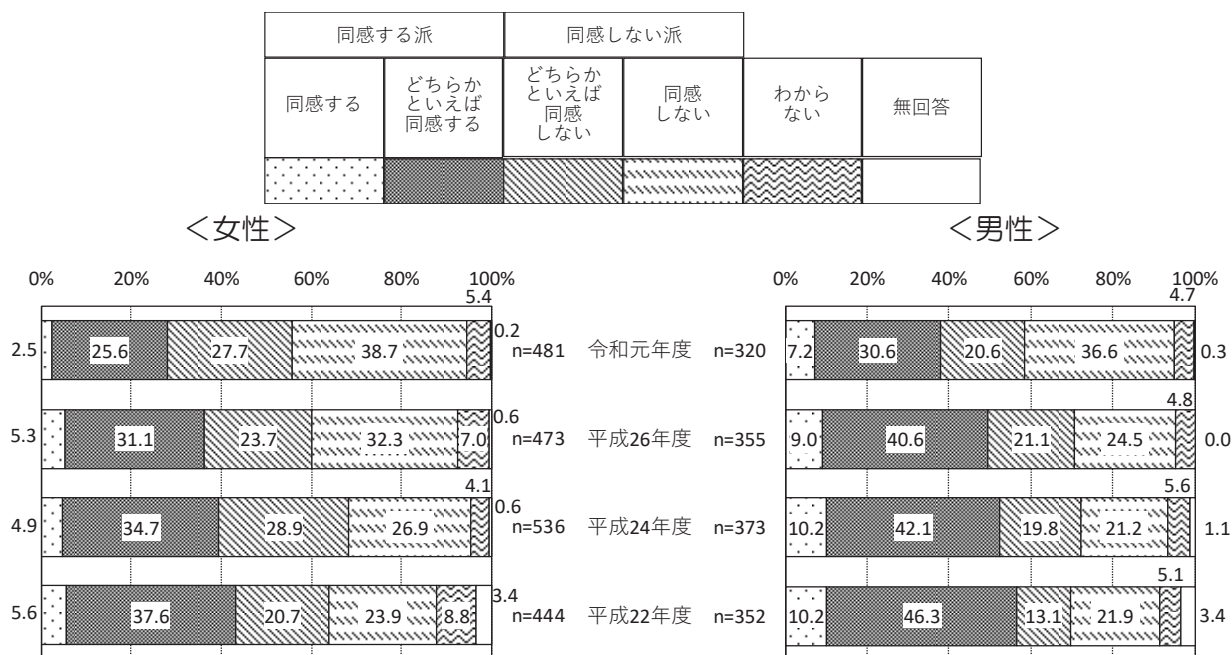


＜男性＞（N=320）



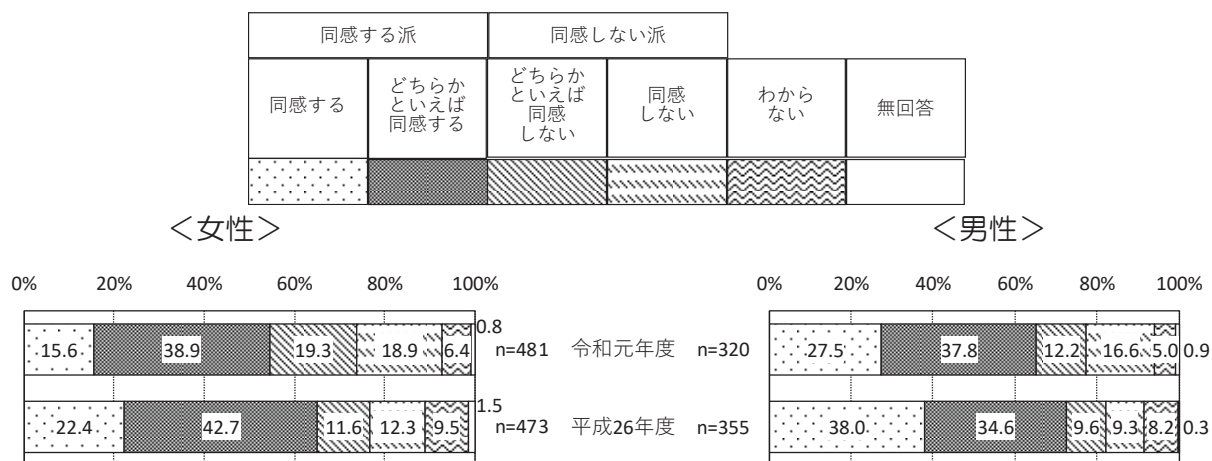
男女の平等感について、『平等である』が一番多かったのは男女ともに「学校教育の場」で女性 47.0%、男性 51.3% です。各項目の回答には男女の差が大きくあり、特に「家庭生活で」大きくなっています（女性『平等である』34.3%、『男性優遇派』53.7%、男性『平等である』48.8%、『男性優遇派』32.5%）。

●性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方



男女の役割分担について、『同感しない派（『同感しない』と『どちらかといえば同感しない』の合計）』は女性 66.4%、男性 57.2%となっています。『同感する派（『同感する』と『どちらかといえば同感する』の合計）』は女性 28.1%、男性 37.8%となっており、男女ともに『同感しない派』が大きく上回っています。

●性別役割分担意識「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考え方



子どもが小さいうちは母親が仕事をしないで育児に専念した方がよいという考え方について、『同感する派（『同感する』と『どちらかといえば同感する』の合計）』は女性 54.5%、男性 65.3%となっています。『同感しない派（『同感しない』と『どちらかといえば同感しない』の合計）』は女性 38.2%、男性 28.8%となっており、男女ともに『同感する派』が上回っています。

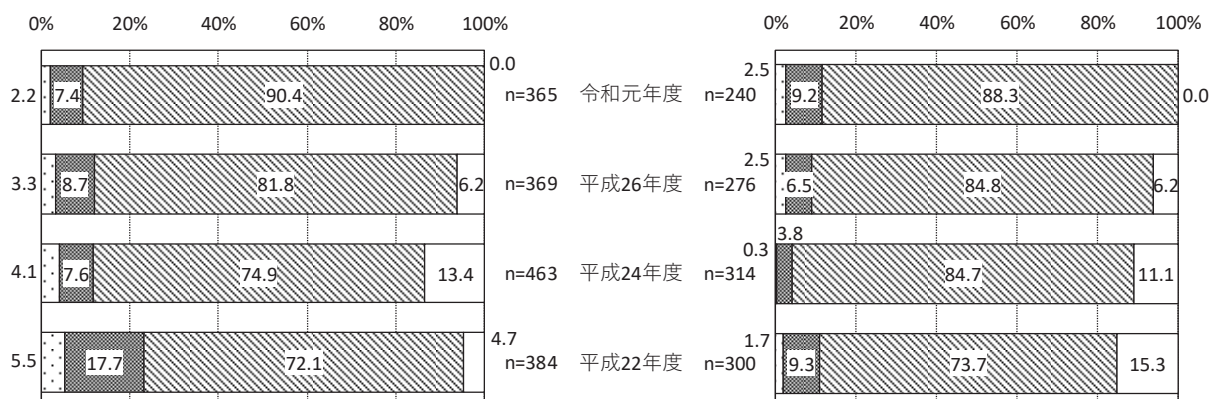
●配偶者からのDVの経験

何度もあった	1～2度あった	まったくない	無回答

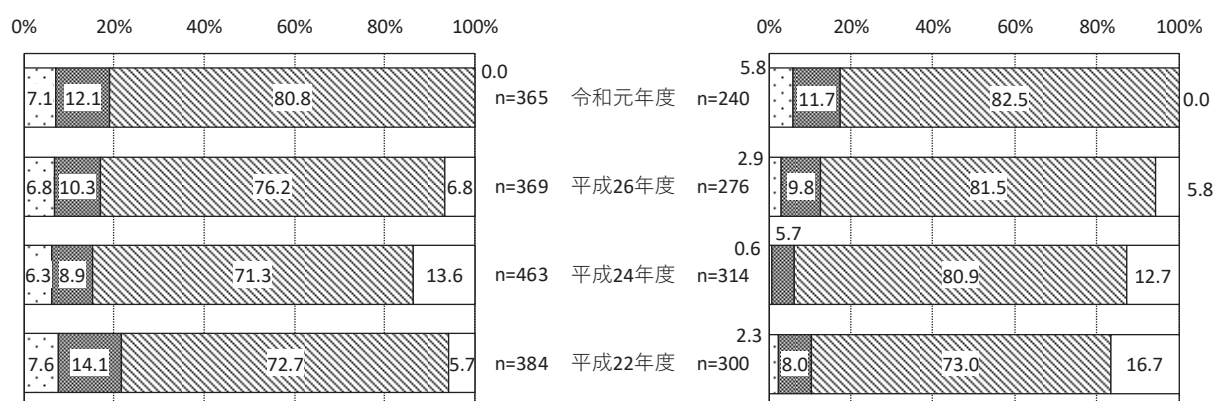
<女性>

<男性>

なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた



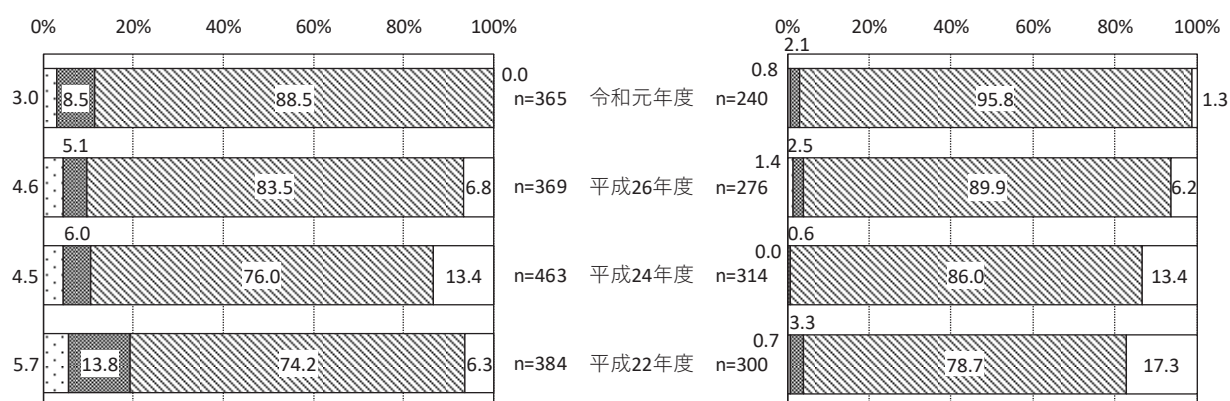
人格を否定するような暴言、無視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的ないやがらせを受けた



生活費をもらえない、お金の使い道を細かく管理するなどの経済的ないやがらせを受けた



あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された



過去1年間に配偶者（別居中を含む）からのDVを経験した人の割合（「何度もあった」と「1～2度あった」の合計）についてみると、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」ことがあるのは女性 9.6%、男性 11.7%、「人格を否定するような暴言、無視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的ないやがらせを受けた」ことがあるのは女性 19.2%、男性 17.5%、「生活費をもらえない、お金の使い道を細かく管理するなどの経済的ないやがらせを受けた」ことがあるのは女性 9.8%、男性 5.1%、「あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された」ことがあるのは女性 11.5%、男性 2.9%となっています。

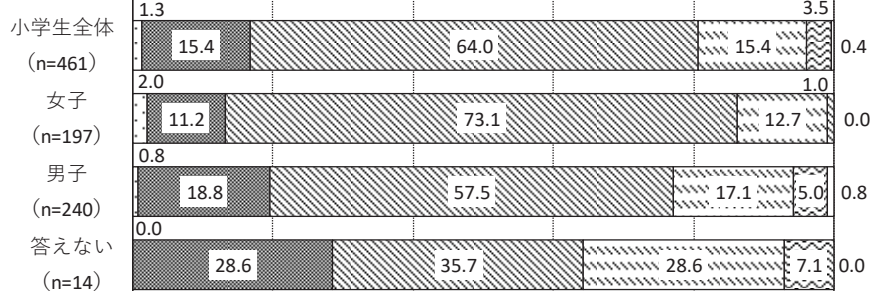
(2) 学生調査

●性別役割分担意識「料理、掃除、洗濯などの家事は、だれがするのが一番よいと思うか」

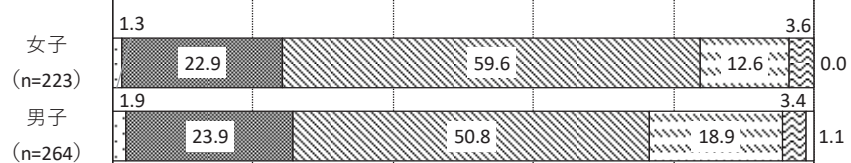
男の人が 主にする のがよい	女の人が 主にする のがよい	男の人と 女の人が 協力して するのが よい	わから ない	その他	無回答

< 小学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】



【平成26年度】

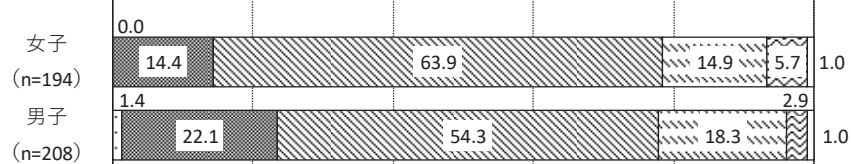


< 中学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】



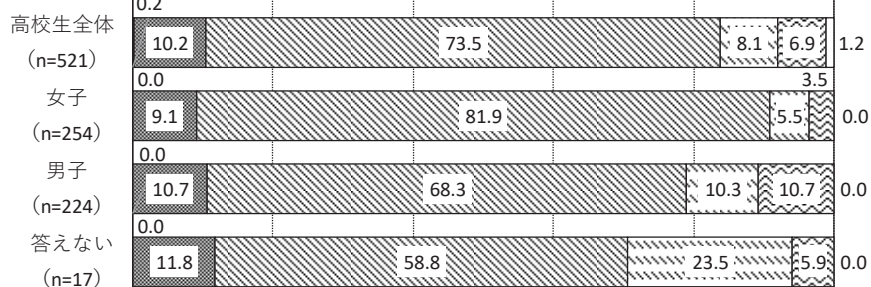
【平成26年度】



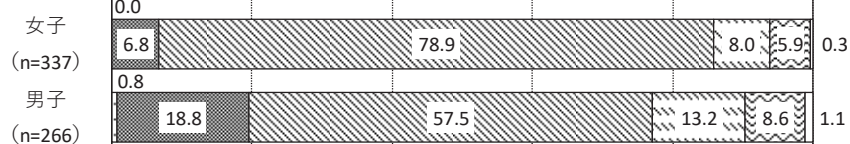
男の人が 主にする のがよい	女の人が 主にする のがよい	男の人と 女の人が 協力して するのが よい	わか らない	その他	無回答

< 高校生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】

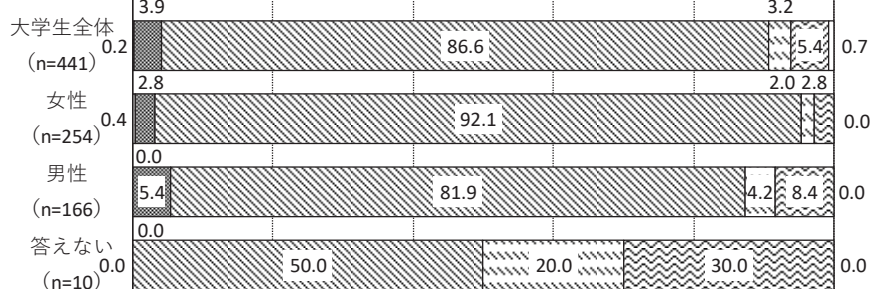


【平成26年度】

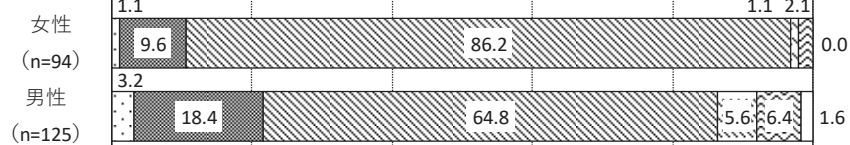


< 大学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】



【平成26年度】



家事はだれがするのが一番よいと思うかについて男女別でみると、いずれの年代でも「男の人と女の人が協力してするのがよい」が最も割合が高くなっていますが、小学生は女子（73.1％）が男子（57.5％）よりも15.6ポイント高く、中学生は女子（80.2％）が男子（56.6％）よりも23.6ポイント高く、高校生は女子（81.9％）が男子（68.3％）よりも13.6ポイント高く、大学生は女性（92.1％）が男性（81.9％）よりも10.2ポイント高くなっています。

●性別役割分担意識「子どもが小さいときの子育ては、だれがするのが一番よいと思うか」

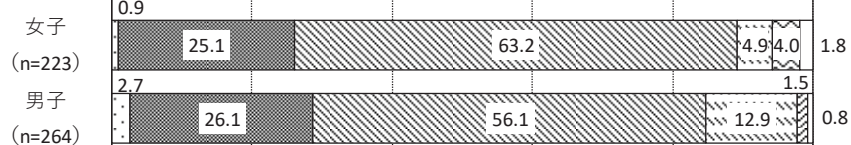
男の人が 主にする のがよい	女の人が 主にする のがよい	男の人と 女の人が 協力して するのが よい	わか らない	その他	無回答

< 小学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】

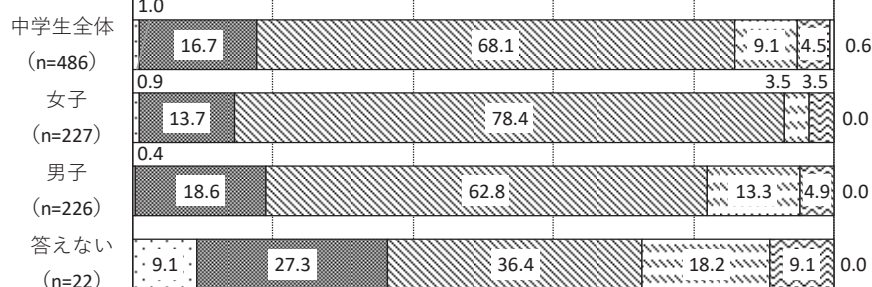


【平成26年度】

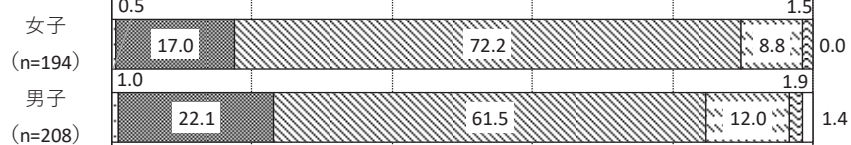


< 中学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】



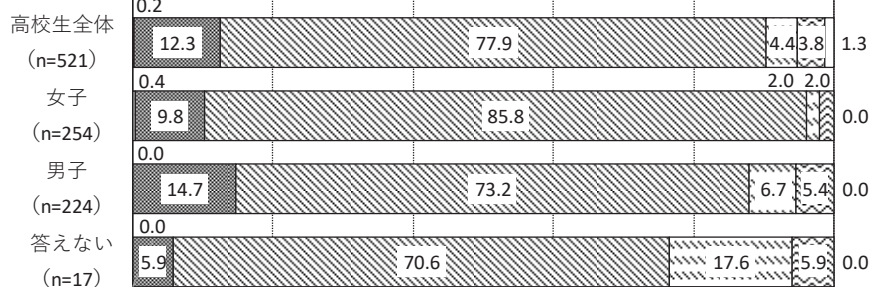
【平成26年度】



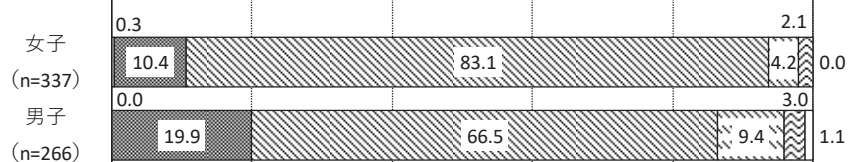
男の人が 主にする のがよい	女の人が 主にする のがよい	男の人と 女の人が 協力して するのが よい	わから ない	その他	無回答

< 高校生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】

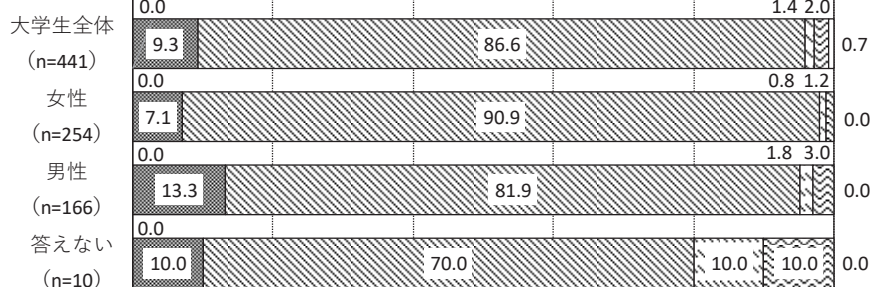


【平成26年度】

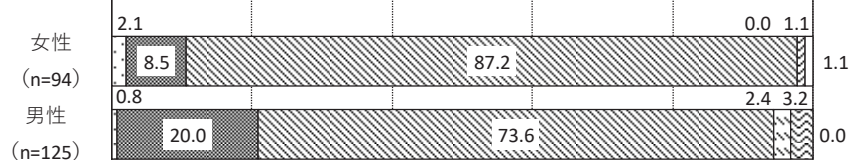


< 大学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】



【平成26年度】



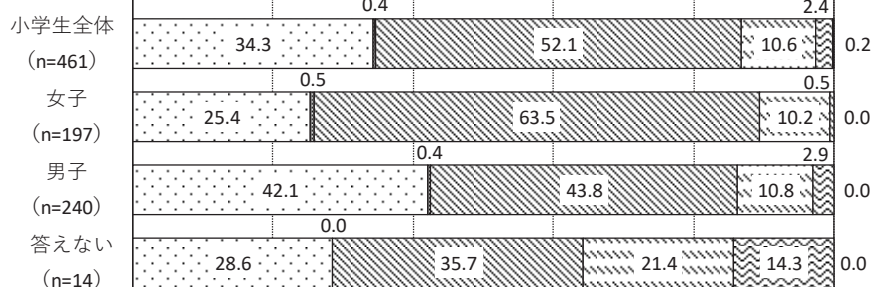
子育てはだれがするのが一番よいと思うかについて男女別でみると、いずれの年代でも「男の人と女の人が協力してするのがよい」が最も割合が高くなっていますが、小学生は女子（73.6％）が男子（60.8％）よりも12.8ポイント高く、中学生は女子（78.4％）が男子（62.8％）よりも15.6ポイント高く、高校生は女子（85.8％）が男子（73.2％）よりも12.6ポイント高く、大学生は女性（90.9％）が男性（81.9％）よりも9.0ポイント高くなっています。

●性別役割分担意識「お金を稼ぐ仕事を、だれがするのが一番よいと思うか」

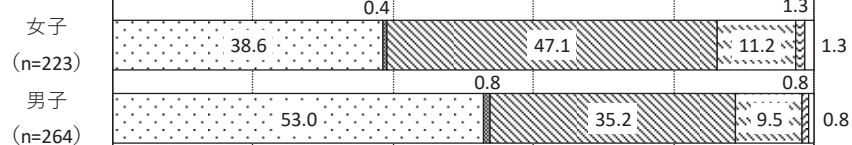
男の人が 主にする のがよい	女の人が 主にする のがよい	男の人と 女の人が 協力して するのが よい	わか らない	その他	無回答

< 小学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【令和元年度】

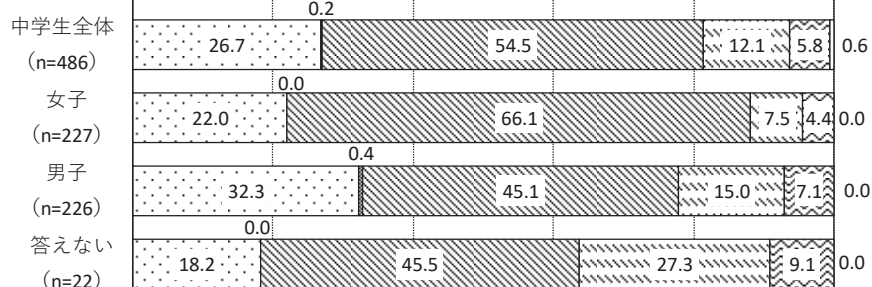


【平成26年度】

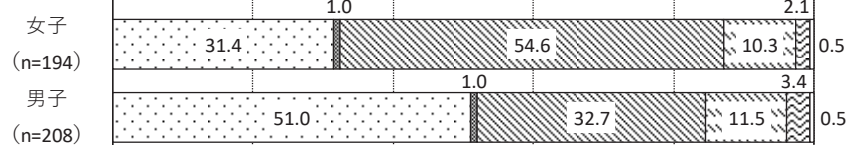


< 中学生 > 0% 20% 40% 60% 80% 100%

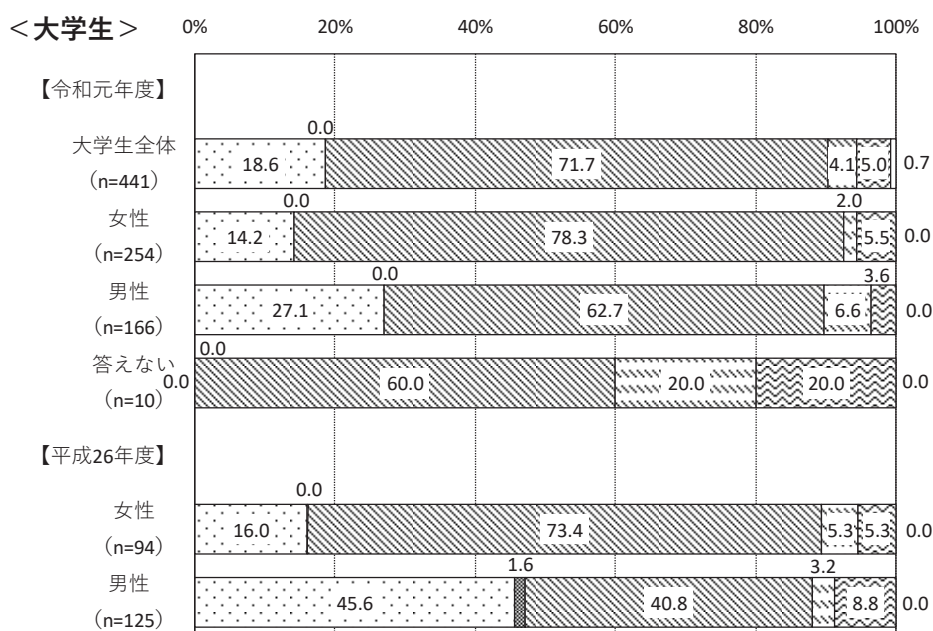
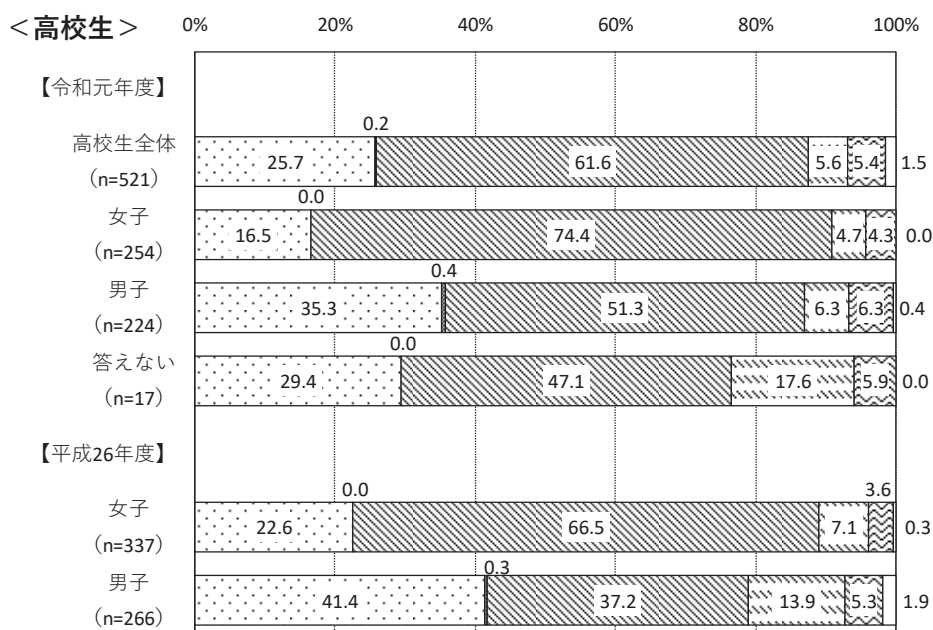
【令和元年度】



【平成26年度】



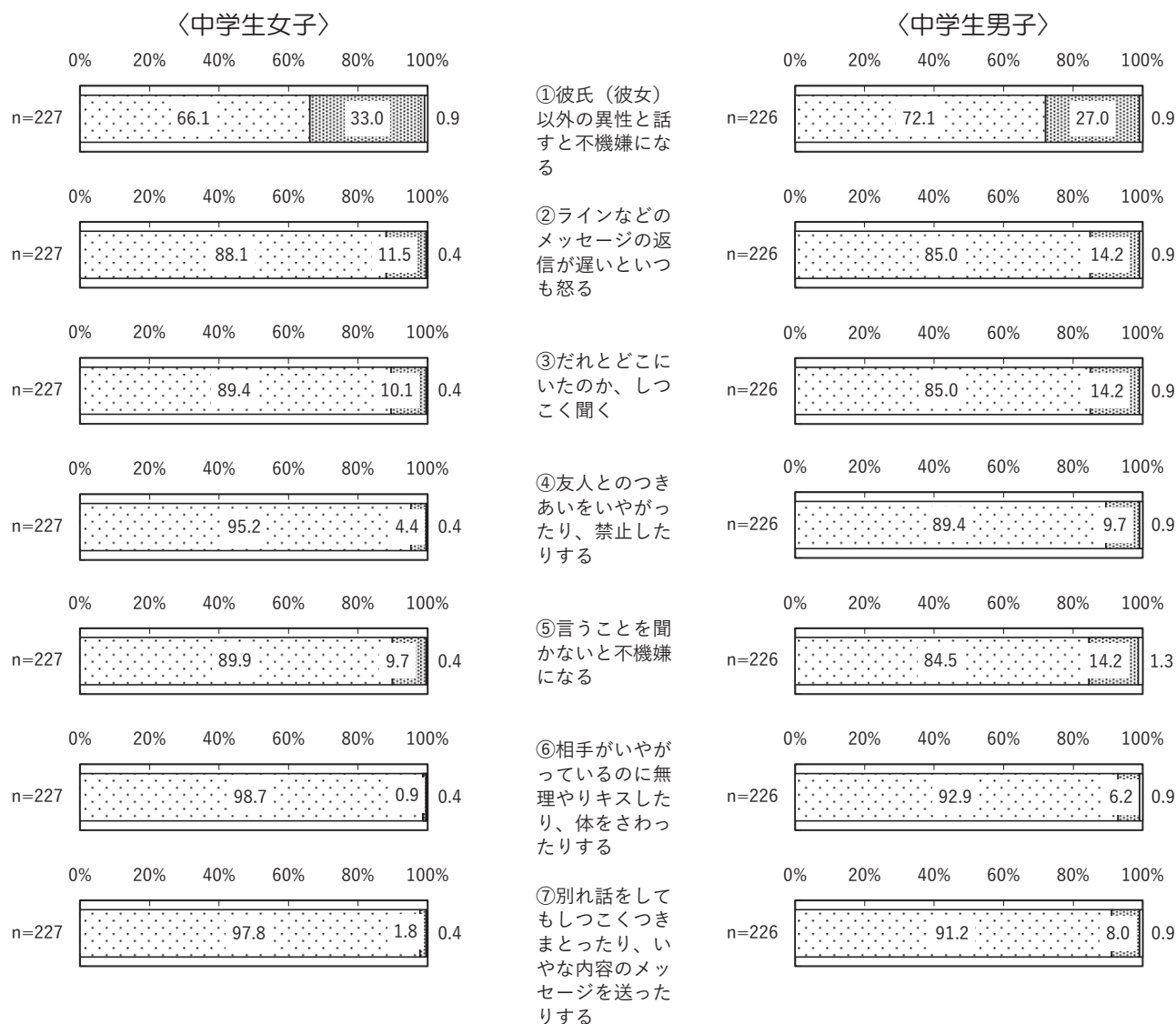
男の人が 主にする のがよい	女の人が 主にする のがよい	男の人と 女の人が 協力して するのが よい	わから ない	その他	無回答



お金を稼ぐ仕事はだれがするのが一番よいと思うかについて男女別でみると、いずれの年代でも「男の人と女の人が協力してするのがよい」が最も割合が高くなっていますが、小学生は女子（63.5%）が男子（43.8%）よりも 19.7 ポイント高く、中学生は女子（66.1%）が男子（45.1%）よりも 21.0 ポイント高く、高校生は女子（74.4%）が男子（51.3%）よりも 23.1 ポイント高く、大学生は女性（78.3%）が男性（62.7%）よりも 15.6 ポイント高くなっています。

●男女交際における暴力への認識

へんだと思う	別にへんだと思わない	無回答

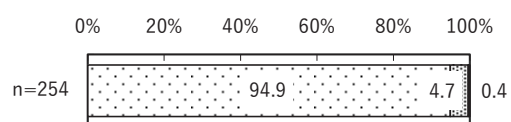


男女交際の関係についてどう思うかについて中学生では、「へんだと思う」と回答した人の割合は、男女いずれも「⑥相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」が最も高く、次いで「⑦別れ話をしてもしつこくつきまとったり、いやな内容のメッセージを送ったりする」、「④友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」が続いており、男女別でみると、「①彼氏（彼女）以外の異性と話すとは機嫌になる」のみ女子の方が男子より低くなっています。

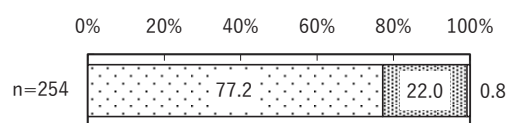
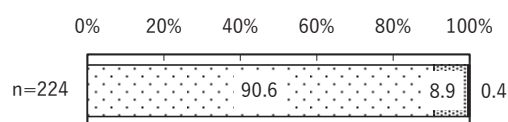
へんだと思う	別にへんだと思わない	無回答

〈高校生女子〉

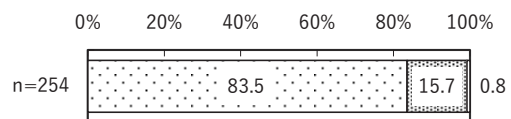
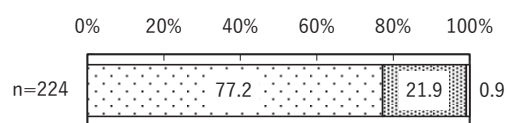
〈高校生男子〉



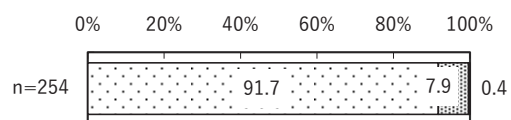
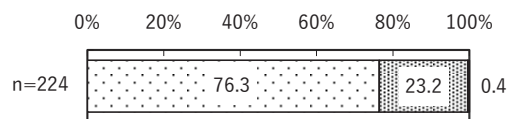
①ラインなどのメッセージを勝手に見たり、アドレスを勝手に消したりする



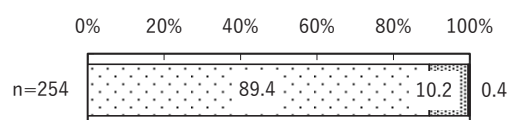
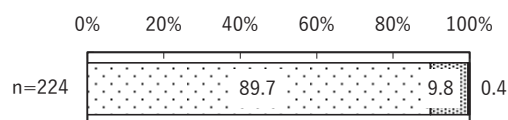
②ラインなどのメッセージの返信が遅いといつも怒る



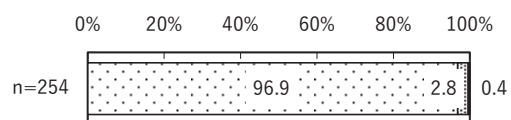
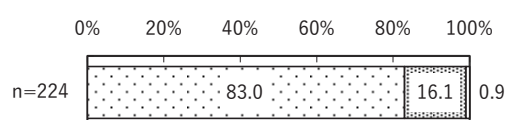
③だれとどこにいたのか、しつこく聞く



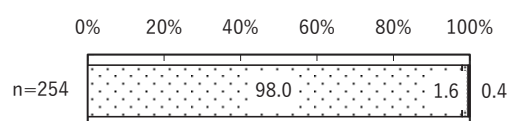
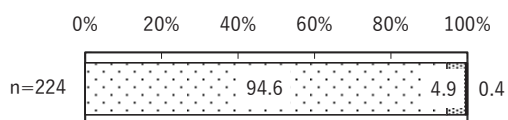
④友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする



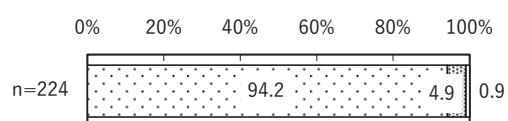
⑤言うことを聞かないと不機嫌になる



⑥相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする



⑦別れ話をしてもしつこくつきまとったり、いやな内容のメッセージを送ったりする



高校生では、「へんだと思う」と回答した人の割合は、「⑦別れ話をしてもしつこくつきまとったり、いやな内容のメッセージを送ったりする」が最も高く、次いで「⑥相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」、「①ラインなどのメッセージを勝手に見たり、アドレスを勝手に消したりする」が続いており、男女別でみると、「②ラインなどのメッセージの返信が遅いといつも怒る」以外の項目で女子の方が男子より高くなっています。

枚方市男女共同参画推進条例及び関係規則

○枚方市男女共同参画推進条例

平成22年 3月31日

条例第9号

改正 平成28年9月13日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、教育に関わる者、事業者等(事業者及び市民団体をいう。以下同じ。)及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての市民が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 人権侵害 法律に違反する行為のほか、日本国憲法、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の人権に関する条約、世界人権宣言等の趣旨に反する差別的取扱い、嫌がらせその他の人権を侵害するあらゆる行為をいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等又は配偶者、恋人等であった者に対する身体的、精神的、性的若しくは経済的な暴力又は社会的行動を妨げる暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与え、又は意に反する性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 積極的改善措置 すべての市民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関する男女間の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲内において、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民に関わる課題としてとらえること。
- (2) 一人ひとりが、自ら、さまざまな選択ができること。
- (3) あらゆる人権侵害を許さないこと。

- (4) 仕事と生活の調和の実現を図ること。

(性別を理由とする人権侵害の禁止等)

第4条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別を理由とする人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の暴力による人権侵害を行ってはならない。
- 3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な性のあり方を尊重し、多様な性のあり方を理由とする人権侵害を行ってはならない。
- 4 市は、前3項に掲げる人権侵害を根絶するための教育その他のそれらの人権侵害の予防に関する施策を推進するとともに、それらの人権侵害の被害者の相談及び支援に関する施策を実施するものとする。

(不特定の市民を対象とした情報への配慮)

第5条 何人も、不特定の市民を対象とした情報において、基本理念に反し、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 市は、不特定の市民を対象とした情報において、率先して、男女共同参画の推進に配慮した表現を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、社会における制度又は慣行で男女共同参画の実現を妨げている要因となっているものを取り除くよう努めなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者等及び市民の取組と相互に連携し、協力し合わなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 教育に関わる者は、教育活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

参考資料

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第9条 市民は、性別にかかわらず、個人として尊重され、人権を行使する主体であり、まちづくりの構成員として、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項の市町村男女共同参画計画として、枚方市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画の策定に当たっては、市民の価値観の多様化を踏まえ、市民の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮するものとし、次に掲げる観点を特に踏まなければならない。

(1) 市民が、性別にかかわらず、所属する組織における運営の方針決定及び実施に対等に参画することができるようにすること。

(2) 市民が、仕事、地域活動等の活動と家庭生活における活動とを両立することができるようにすること。

(3) 市民が、生涯にわたって妊娠、出産等に関して、健康な生活を営み、自らの意思を互いに尊重されることができるようにすること。

(4) 市民が、人権保障に関する国際社会における取組を知り、及び国際的な視野を広げることによって、国内外において異なる多様な生活及び文化の相互理解を促進することができるようにすること。

3 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更するに当たっては、枚方市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の進捗状況を公表しなければならない。

(体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ横断的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って取り組むものとする。

(拠点施設の設置等)

第12条 市は、男女共同参画の推進を図るため、その拠点となる施設(以下「拠点施設」という。)を設置するものとする。

2 市は、拠点施設において、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する啓発及び相談を行うこと。

(2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(3) 男女共同参画の推進に関する市民の学習その他の活動の支援を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な施策

3 市は、男女共同参画の推進を図るため、拠点施設の機能の充実に努めるものとする。

(平28条例35・全改)

(拠点施設機能の充実)

第12条 市は、男女共同参画の推進に必要な拠点施設機能の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定及び変更並びに男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織し、男女の委員の数は、ともに委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見等の申出)

第14条 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見を、市長に申し出ることができる。

- 2 市民は、性別を理由とする人権侵害その他の男女共同参画の実現を妨げている要因に基づく人権侵害を受けた場合は、市長にその旨を申し出ることができる。
- 3 第1項又は第2項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項は、規則で定める。
- 4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、調査を実施し、必要に応じて措置を講じるものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による申出があったときは、相談に応じるとともに、必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、国、大阪府その他の関係機関と連携を図るものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年9月13日条例第35号〕

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成29年規則第12号で、同29年3月22日から施行〕

参考資料

○枚方市男女共同参画推進審議会規則

平成22年 3月31日

規則第 9 号

改正 平成28年 3月31日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第9号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき設置する枚方市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係市民団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平28規則23・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の者が、個人情報の保護について配慮し、当該審議会の会議を非公開とすることが適当であると認めたときは、当該審議会の会議を非公開とする。

(会議録)

第6条 審議会の議事は、会議録として記録しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会の会議における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前3条の規定は、部会の会議について準用する。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年3月31日規則第23号〕

この規則は、公布の日から施行する。

○枚方市男女共同参画に関する意見等の申出に係る手続に関する規則

平成22年 3月31日
規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市男女共同参画推進条例（平成22年枚方市条例第 9 号。以下「条例」という。）第14条第 1 項又は第 2 項の規定による申出に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員の選任)

第 2 条 男女共同参画の推進に関することについての調査を委託するために置く男女共同参画推進専門委員（以下「専門委員」という。）は、男女共同参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

(専門委員の責務)

第 3 条 専門委員は、公正かつ中立に職務を遂行しなければならない。

2 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(意見等の申出の方法等)

第 4 条 条例第14条第 1 項の規定による申出（以下「意見の申出」という。）及び同条第 2 項の規定による申出は、書面により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、口頭により行うことができる。

2 市長は、前項ただし書の規定による口頭による申出があったときは、その内容を書面に記録するものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市長は、意見の申出を受けたときは、速やかに、専門委員に対し、当該意見の申出についての調査を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、意見の申出が次に掲げる事項に該当する場合は、調査を実施しないものとする。この場合において、市長は、当該意見の申出をした者（以下「申出人」という。）に対し、調査を実施しない旨を、理由を付して、書面により通知するものとする。

(1) 裁判所において係争中の事案及び裁判所の判決又は決定に係る事項

(2) 不服申立てを行っている事案及び不服申立ての裁決又は決定に係る事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により対応すべき事項

(4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項

(5) 議会に請願を行っている事案に係る事項

(6) 専ら私人間の争いであると判断される事項

(7) 専門委員の職務に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事項

3 市長は、第 1 項の規定により調査を委託したときは、申出人に対し、その旨を、書面により通知するものとする。

4 専門委員は、第 1 項の規定により調査を委託された事項について、必要に応じて、枚方市男女共同参画推進審議会に意見を聴くものとする。

(市長への報告)

第 6 条 専門委員は、前条第 1 項の規定により調査を委託された事項について、調査を終えたときは、その内容を市長に報告するものとする。

(対応の通知)

第 7 条 市長は、申出人に対し、前条の規定による報告を受けて講じた措置等について、書面により通知するものとする。

(調査の概要の公表)

第 8 条 市長は、毎年、意見の申出について実施した調査及び市長が講じた措置の概要を公表するものとする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(枚方市専門委員設置規則の一部改正)

2 枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小淵内閣

改正 平成一一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会

の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

参考資料

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、

内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協

力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(以下略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない

ない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報

参考資料

することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務

所、児童館相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定に

よる命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）や、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の

規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平十六法六十四〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平十九法百十三号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平二十五法七十二号〔抄〕〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平二十六法二十八号〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令元法四十六〔抄〕〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、

育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

第二節 一般事業主行動計画等

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

参考資料

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規

定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、

政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

参考資料

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大そ

の他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲

役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なお

参考資料

その効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体と

参考資料

なり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

(仕事と生活の調和が実現した社会の姿)

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

(関係者が果たすべき役割)

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながるものないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

- (1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

- (2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

- (3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

- (4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

参考資料

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部から第6部（略）

採択 昭和54（1979）年12月18日

発効 昭和56（1981）年9月3日

日本国 昭和55（1980）年7月17日署名

昭和60（1985）年6月25日批准

昭和60（1985）年7月25日発効

男女共同参画関連年表

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	枚方市の動き
昭和 50 年 (1975 年)	・ 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・ 国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)(メキシコシティ):「世界行動計画」採択	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置(本部長:内閣総理大臣) ・ 総理府に「婦人問題企画推進会議」設置(内閣総理大臣の私的諮問機関) ・ 総理府に「婦人問題担当室」設置 ・ 「特定職種育児休業法」(対象:女子教育職員、看護婦、保母)公布(昭和 51 年施行)		
昭和 51 年 (1976 年)	・ 「国連婦人の 10 年」スタート	・ 「民法」改正施行(離婚後の姓の選択自由)	・ 女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置	
昭和 52 年 (1977 年)		・ 「国内行動計画」策定 ・ 「国立婦人教育会館」(現国立女性教育会館)開館	・ 「大阪府婦人問題推進会議」設置	
昭和 54 年 (1979 年)	・ 第 34 回国連総会:「女子差別撤廃条約」採択		・ 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置	
昭和 55 年 (1980 年)	・ 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議(第 2 回世界女性会議)(コペンハーゲン):「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	・ 「女子差別撤廃条約」署名 ・ 「民法」改正(配偶者の法定相続分引き上げ)(昭和 56 年施行)	・ 企画部に「婦人政策係」設置	
昭和 56 年 (1981 年)	・ 「女子差別撤廃条約」発効 ・ 第 67 回 ILO 総会:「ILO 第 156 号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約:家族的責任条約)」採択	・ 「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」策定	・ 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和 57 年 (1982 年)			・ 企画部に「婦人政策室」設置	
昭和 59 年 (1984 年)		・ 「国籍法」「戸籍法」改正(父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)(昭和 60 年施行)		
昭和 60 年 (1985 年)	・ 「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議(第 3 回世界女性会議):「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択	・ 生活保護基準額の男女差解消 ・ 「国民年金法」改正(女性の年金確立)(昭和 61 年施行) ・ 「男女雇用機会均等法」公布(昭和 61 年施行) ・ 「女子差別撤廃条約」批准		・ 企画部企画調査室に「女性施策担当窓口」設置 ・ 「女性の生活と意識に関する調査」実施 ・ 「婦人問題施策研究チーム」設置(市職員で構成)
昭和 61 年 (1986 年)			・ 「21 世紀をめざす大阪府女性プラン(第 2 期行動計画)」策定	・ 「女性問題懇話会」設置(学識経験者等で構成)
昭和 62 年 (1987 年)		・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ・ 「所得税法」改正施行(配偶者特別控除制度新設)		・ 「総合計画」に「女性の地位向上」立項 ・ 「女性施策推進連絡会」設置(市職員で構成) ・ 「家庭生活と意識に関する調査」実施

参考資料

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	枚方市の動き
昭和 63 年 (1988 年)		・「労働基準法」改正施行(労働時間の短縮) ・婦人週間 40 周年記念		・自治推進部自治活動課に「女性施策係」設置 ・女性問題懇話会から市長へ「提言」提出 ・女性施策推進連絡会から「報告書」提出 ・「女性施策行動計画策定委員会」設置
平成元年 (1989 年)	・第 44 回国連総会:「児童の権利条約」採択	・「学習指導要領」改訂(中学校・高校家庭科の男女共修) ・「パートタイム労働指針」制定		・「枚方市女性施策行動計画」策定 ・「女性施策推進本部」設置
平成 2 年 (1990 年)	・国連経済社会理事会:「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・自治推進部に「女性政策課」設置 ・第 1 回「ひらかた女性フォーラム」開催
平成 3 年 (1991 年)		・「西暦 2000 年に向けての国内行動計画」第 1 次改定 ・「育児休業法」公布(平成 4 年施行)	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ・「大阪府女性基金」設置	
平成 4 年 (1992 年)		・婦人問題担当大臣設置		・「女性問題についての意識調査」実施 ・メセナひらかた会館に「女性フロア」設置
平成 5 年 (1993 年)	・国連世界人権会議:「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・第 48 回国連総会:「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」公布施行		・「枚方市女性施策行動計画・第 2 次実施計画」策定 ・「人権尊重都市宣言」制定
平成 6 年 (1994 年)	・国際家族年 ・第 81 回 ILO 総会:「パートタイム労働に関する条約及び勧告」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)	・高校の家庭科男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」設置 ・総理府に「男女共同参画審議会」設置(政令) ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置(本部長:内閣総理大臣) ・「児童の権利条約」批准	・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館	・「女性施策推進協議会」設置(学識経験者等で構成)
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議(北京):「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)」批准 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)(一部平成 11 年施行)	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	・「女性問題についての意識調査」実施 ・女性施策推進協議会から市長へ「提言」提出
平成 8 年 (1996 年)	・「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)」	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・大阪女子大学に女性学研究センター開設	・「枚方市女性施策行動計画(改訂版)」策定
平成 9 年 (1997 年)		・総理府に「男女共同参画審議会」設置(法律) ・「労働基準法」改正(女子保護規定撤廃)(平成 11 年施行) ・「男女雇用機会均等法」改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(平成 11 年全面施行) ・「育児・介護休業法」改正(深夜業制限)(平成 11 年施行) ・「介護保険法」公布(平成 12 年施行)	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定	・『枚方の女性史 伝えたい想い』発行

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	枚方市の動き
平成 10 年 (1998 年)			・「男女協働社会づくり課」に改称	・市長公室企画政策課に「女性政策担当」設置
平成 11 年 (1999 年)	・第 54 回国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布施行(女性の参画の促進)	・「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」結果報告	
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク):「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・「女子差別撤廃条約選択議定書」発効	・「児童虐待防止法」公布施行 ・「ストーカー規制法」公布施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・「男女共同参画検討委員協議会」設置 ・「男女間における暴力及び児童に対する暴力調査」実施
平成 13 年 (2001 年)		・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・内閣府に「男女共同参画会議」設置 ・「DV 防止法」公布施行(一部平成 14 年施行) ・第 1 回男女共同参画週間(6 月 23 日～6 月 29 日) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「女性に対する暴力をなくす運動について」男女共同参画推進本部決定	・「男女共同参画課」に改称 ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定	・男女共同参画検討委員協議会から市長へ「提言」提出 ・「枚方市男女共同参画計画」策定 ・「女性フロア」から「男女共生フロア」に名称変更 ・「女性施策推進本部」から「男女共同参画推進本部」に名称変更
平成 14 年 (2002 年)		・「育児・介護休業法」改正施行(仕事と家庭の両立支援策の充実)	・「大阪府男女共同参画推進条例」制定	・「枚方市男女共同参画計画第 1 次アクションプログラム」策定
平成 15 年 (2003 年)		・「女性のチャレンジ」支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ・「少子化社会対策基本法」公布施行 ・「性同一性障害者特例法」公布(平成 16 年施行)	・「男女いきいき・元気宣言」事業者顕彰制度創設	
平成 16 年 (2004 年)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「児童虐待防止法」改正施行 ・「DV 防止法」改正施行(元配偶者への適用、「配偶者からの暴力」の定義拡大) ・「DV 防止法」に基づく基本方針策定 ・「刑法」改正(性犯罪について法定刑の引き上げ、集団強姦罪の新設)(平成 17 年施行) ・「育児・介護休業法」改正(育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(平成 17 年施行)		・「枚方市人権尊重のまちづくり条例」制定 「枚方市男女共同参画計画第 2 次アクションプログラム」策定

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	枚方市の動き
平成 17 年 (2005 年)	・ 第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)(ニューヨーク)	・ 「高齢者虐待防止法」公布(平成 18 年施行) ・ 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・ 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
平成 18 年 (2006 年)	・ 東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	・ 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・ 「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大)(平成 19 年施行) ・ 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・ 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定	・ 男女共生フロアの愛称「ウィル」に決定(公募)
平成 19 年 (2007 年)	・ 第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)	・ 「パートタイム労働法」改正(平成 20 年施行) ・ 「DV 防止法」改正(保護命令の拡充、市町村についての規定強化)(平成 20 年施行) ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・ 「枚方市男女共同参画計画第 3 次アクションプログラム」策定
平成 20 年 (2008 年)		・ 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・ 「次世代育成支援対策推進法」改正(平成 21 年施行)	・ 「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申	・ 市長公室人権政策室に「男女共同参画担当」設置
平成 21 年 (2009 年)	・ 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表 ・ 第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)	・ 男女共同参画シンボルマーク決定 ・ 「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等)(平成 22 年施行他)	・ 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 ・ 「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・ 人権尊重のまちづくり審議会から市長へ「男女共同参画条例(仮称)」に関する課題と方向性について」答申
平成 22 年 (2010 年)	・ 第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)(ニューヨーク)	・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・ 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定		・ 「枚方市男女共同参画推進条例」制定 ・ 「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」(一般・学生)実施 ・ 「男女共同参画推進審議会」設置
平成 23 年 (2011 年)	・ 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(Un Women)」発足		・ 「おおさか男女共同参画プラン(2011~2015)」策定	・ 「第 2 次枚方市男女共同参画計画」策定 ・ 「第 2 次枚方市男女共同参画計画」アクションプログラム策定
平成 24 年 (2012 年)	・ 第 1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合(ラオス) ・ 第 56 回国連婦人の地位委員会:「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・ 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・ 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定	・ 「男女共同参画にかかる市民アンケート調査」(中間年)(一般)実施

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	枚方市の動き
平成 25 年 (2013 年)		・「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「DV 防止法」改正(適用対象の拡大、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名変更)(平成 26 年施行) ・「ストーカー規制法」改正施行	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)」に計画名変更(適用対象範囲追加)	・枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」設置 ・「枚方市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定
平成 26 年 (2014 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会:「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014(閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」を明示 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・「母子及び寡婦福祉法」改正施行(「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名変更) ・「リベンジポルノ防止法」公布施行	・「男女共同参画社会に関する府民意識調査」実施	・「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(一般・学生)実施
平成 27 年 (2015 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(ニューヨーク) ・第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・国連サミット:「持続可能な開発目標」(SDGs)採択	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布施行(一部平成 28 年施行) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定		
平成 28 年 (2016 年)	・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解公表	・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	・「おおさか男女共同参画プラン(2016~2020)」策定	・男女共同参画推進審議会から市長へ「第 3 次枚方市男女共同参画計画の策定について」答申 ・「第 3 次枚方市男女共同参画計画」策定 ・「第 3 次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム(前期)」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
平成 29 年 (2017 年)	・G20 ハンブルクサミット:「女性起業家資金イニシアティブ」(We-Fi)採択	・「刑法」改正(強姦罪を強制性交等罪へ変更)		
平成 30 年 (2018 年)	・G7 外務大臣会合:「G7 女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ」(WPS)採択	・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布施行 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布施行		・性的マイノリティ支援のための「ひらかた・にじいろ宣言」
令和元年 (2019 年)	・ILO「仕事の世界における暴力及びハラスメントの根絶に関する条約」の勧告及び採択	・「女性活躍推進法」改正施行(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止対策の強化) ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(DV 防止法改正を含む)(一部令和 2 年施行)	・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行	・「男女共同参画に関する市民アンケート調査」(一般・学生)実施 ・「枚方市パートナーシップ宣誓制度」開始

参考資料

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	枚方市の動き
令和2年 (2020年)	・第64回国連女性の地位委員会(「北京+25」)(ニューヨーク)	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・「パートナーシップ宣誓証明制度」開始	
令和3年 (2021年)			・「おおさか男女共同参画プラン(2021~2025)」策定	・「第3次枚方市男女共同参画計画(改訂版)」策定 ・「第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム(後期)」策定

第3次枚方市男女共同参画計画 改訂版

発行日 令和3（2021）年3月31日

発行 枚方市

編集 枚方市 市長公室人権政策室

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1424

ファクス 072-841-1700

E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp
